# ふくちゃまししょうがいしゃけいかく福知山市障害者計画

だい きふくちゃまししょうがいふくしけいかく 第7期福知山市障害福祉計画

だい きふくちゃまししょうがいじふくしけいかく 第3期福知山市障害児福祉計画

ふくちゃまし福知山市

# きほんりねん基本理念

# 

#### きほんもくひょう 基本目標

- 【1】互いに尊重し合い、尊厳を持って暮らせるまちづくり
- 【2】いきいきと自立した生活を送れるまちづくり
- 【3】誰もが地域で安心して暮らせるまちづくり

#### はじめに



我が国の障害保健福祉施策においては、障害のある人が、 基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常 生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行う ことにより、全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目指して、制度が 整備されてきました。

本市では、国や京都府の動向も踏まえて、令和3年3月に策定した「福知山市障害者計画」、「第6期福知山市障害福祉計画」

及び「第2期福知山市障害児福祉計画」に基づき、「障害のある人もない人も、すべての人が共に生きていくまちづくり」を基本理念に、住み慣れた地域社会のなかで、すべての人が互いに尊重し支え合い、いきいきと活動しながら共に生活していく社会の構築に努めてきたところです。

また、平成30年4月に施行しました「手話言語及び障害のある人の多様なコミュニケーション促進条例」により、障害や障害のある人の理解促進や多様なコミュニケーション促進条のよい。 はらかい しょうがい しょうがい しょうがい しょうがい しょうがい コンチ段への理解の普及に努めてまいりました。

今回策定しました「福知山市障害者計画」、「第7期福知山市障害福祉計画」及び「第3期福知山市障害児福祉計画」では、障害や障害のある人についての理解を深め、障害のある人の社会参加を促進し、地域の中でいきいきと豊かに暮らしていけるよう、様々なたなくを展開することとしており、障害のある人もない人も全ての市民が、互いに人格とています。

今後も、市民の皆様、関係機関及び事業者の皆様と連携・協働を図りながら、共生 というがい、じつげん む 社会の実現に向けて、障害保健福祉施策に取り組んでまいります。本計画の推進に一層 の御理解と御協力をお願い申し上げます。

終わりになりましたが、本計画の策定にあたり、貴重な御意見をいただきました市民の なるままではいる。 まくちゃまししょうがいしゃけいかくさくていいいん みなさま かんけいきかん かんけいしゃ みなさま じょうがいしゃけいかくさくていいいん みなさま かんけいきかん かんけいしゃ みなさま こころ 皆様をはじめ、福知山市障害者計画策定委員の皆様、関係機関や関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

れいわ ねん がつ 令和6年3月

ふくちゃましちょう おおはし かずお福知山市長 大橋 一夫

# もく 次

だい	しょう けいかく がいよう
<u>第</u> 1	_章_ 計 画の概 要1
	けいかくさくてい しゅし <u>計画策定の趣旨</u> 1
	けいかく い ち <u>計 画</u> の位置づけ
	けいかく きかん <u>計画の期間</u> 5
	けいかく たいしょう <u>計画の対象</u> 5
5	けいかく さくていたいせいとう 計画の策定体制等
	しょう ほんし しょうがいしゃふくし げんじょう
	<u>章</u> 本市の障害者福祉をめぐる現状8
	しょうがいしゃてちょうしょじしゃ じょうきょう <u>障害者手帳所持者の 状況</u> 8
2	しゅうがく しゅうろうとう じょうきょう <u>就 学 ・ 就 労 等 の 状 況</u> 15
3	しみんちょうさけっかげんじょう市民アンケート調査結果からみた現状
4	ほうじん じぎょうしょ ちょうさけっか げんじょう <u>法 人 ・事 業 所</u> アンケート <u>調 査 結果</u> からみた <u>現 状</u> 33
5	しょうがいしゃだんたいちょうさげんじょう障害者団体へのヒアリング調査からみた現状36
6	しょうがいしゃけいかく とりくみじょうきょう <u>障害者計画の取組状況</u> 38
7	だい きしょうがいふくしけいかくおよ だい きしょうがいじふくしけいかく じっせき 第 6 期 障 害 福祉計 画 及び 第 2 期 障 害 児 福祉計 画 の 実 績 42
8	しょうがいしゃふくし かか かだい <u>障害者福祉</u> に <u>関</u> わる <u>課題</u> 54
	しょう しょうがいしゃけいかく <u>章</u> <u>障 害 者 計 画</u> 57
1	きほんりねん <u>基本理念</u> 57
2	きほんもくひょう <b>基本 月</b> 標

3	しさくたいけい <u>施策体系</u> 58
4	しさく てんかい <u>施策の展開</u>
	しょう だい きしょうがいふくしけいかく だい きしょうがいじふくしけいかく 章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画
1	# 1
2	しょうがいふくし とう りょう みこ かくほ ほうさく <u>障 害 福祉</u> サービス <u>等</u> の <u>量</u> の <u>見込</u> みとその <u>確保</u> についての <u>方 策</u> 82
3	ちいきせいかつしえんじぎょうりょうみこかくほほうさく地域生活支援事業の量の見込みとその確保についての方策86
4	しょうがいじしえん とう りょう みこ かくほ ほうさく <u>障 害 児 支援</u> サービス <u>等</u> の <u>量</u> の <u>見込</u> みとその <u>確保</u> についての <u>方 策</u> 88
	しょう けいかく すいしん ひょうか 章 計 画の推 進と評 価
2	けいかく しんこうかんり ひょうか <u>計画の進行管理と評価</u> 90
3	けいかく じょうほうはっしん <u>計画の情報発信</u> 90
し <u>資</u> 91	
1	ようごかいせつ <u>用語解説</u> 91
2	ふくちやましちいきじりつしえんきょうぎかいせっちようこう <u>福知山市地域自立支援協議会設置要綱</u> 102
3	ふくちやましちいきじりつしえんきょうぎかいいいん しょうがいしゃけいかくさくていいいん めいぼ 福知山市地域自立支援協議会委員(障害者計画策定委員)名簿104
4	けいかく さくていけいか <u>計 画の策 定経過</u> 106

# だい しょう けいかく がいよう 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

障害のある人の人権の保護について、国際社会の中では、昭和50 (1975) 発に障害者の権利に関する宣言の採択や昭和56 (1981) 年を国際障害者年と定め昭和58 (1983) 年から平様 4 (1992) 年を国連障害者の十年とし、障害者に関する世界行動計画を策定するなど様な取組が行われてきました。その後、平成18 (2006) 年には障害のある人に関する初めての国際条約である障害者の権利に関する条約が国際連合総会で採りされました。この条約は、障害のある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害のある人固有の資厳の事重を促進することを目的として、障害のある人の無差別、平等、社会の包容を原則に政治的権利、教育、健康、労働、雇用に関する権利、社会的な保障、文化的な生活、スポーツへの参加、国際協力、統判国による報告など幅広い分野で障害のある人の権利の実現のための措置等について規定されています。

我が国においては、平成19 (2007) 年にこの条約に署名し、条約の趣旨に沿った障害者施策を推進するため、平成23 (2011) 年には障害者基本法の改正、平成24 (2012) 年には障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)の制定、平成25 (2013) 年には、障害を理由とする差別解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)」、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者を理由とする法律(平成25年法律第123号。以下「障害者を理由とする法律の整備と制度改革を行い、平成26 (2014) 年に条約に批准しています。

そして、障害者基本法に基づいて策定される計画が障害者計画、障害者総合支援法 もと さくてい けいかく しょうがいしゃそうごうしえんほう をと さくてい けいかく しょうがいふくしけいかくおよ じどうふくしほう もと さくてい けいかく しょうがいかく しょうがいかく しょうがいかく しょうがいかく しょうがいかく しょうがいかく しょうがいしゃ に基づいて策定される計画が障害福祉計画及び児童福祉法に基づいて策定される計画が 障害児福祉計画です。

また、令和4(2022)年5月には、障害のある人による情報の取得及び利用並びに意思を通に係る施策を総合的に推進することを目的として、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(令和4年法律第50号。以下「障害者によう情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。)が制定されました。

さらに令和3 (2021) 年には障害者差別解消法が一部改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮(※)の提供が努力義務から義務となり、令和6 (2024) 年4月から施行されます。

このように、障害者施策に関わる諸制度は、毎年充実が図られ、障害のある人を取りませいとしょうきょう へんか 巻く状況 も変化しています。

本市において、福知山市障害者計画、第6期福知山市障害福祉計画、第2期福知山市障害福祉計画、第2期福知山市障害児福祉計画は、それぞれの計画の期間が令和5(2023)年度で終ってすることから、新たな国の指針等に基づき、本市における障害のある人等の状況を踏まえ、新たな目標やサービス見込み量を設定した計画を策定し、計画的に施策を推進することで、障害のある人が地域の中で自立し、安心して充実した生活を送ることができる社会の実現に向けて収組を進めていきます。

## 2 計画の位置づけ

#### (1) 法的な位置づけ

福知山市障害者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者基本 はいかく計画」として策定し、本市における障害者施策全般にかかわる基本理念や基本目標等を定めた計画です。

第7期福知山市障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村は、対しますがいかくしけいかく 書名とう しますがいかくしけいかく におよったいかく には、かくにおよるでは、かくにおよったいかくに対している。 さだ はいかく でいきょうたいがく なくに関する事項を定めた計画です。

第3期福知山市障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村 しょうがいじょくしけいかく 障害児福祉計画」に相当し、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関 する事項を定めています。

#### ■障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の概要

	しょうがいしゃけい <u>かく</u>	しょうがい <u>ふ く</u> しけい <u>かく</u>	<u>しょうがいじふ く しけいかく</u>
	しょうがいしゃけいかく <b>障害者計画</b>	しょうがいふくしけいかく <b>障害福祉計画</b>	しょうがいじふく しけいかく <b>障害児福祉計画</b>
法的根拠	しょうがいしゃきぼんほう 障害者基本法	障害者総合支援法	じどうふくしほう 児童福祉法
しちょうそん さくていき む 市町村の策定義務	養務	養務	義務
計画の期間	規定なし	3年間	3年間
計画の性格	障害者施策全般 に	障害者福祉サービ	障害児福祉サービス
	わたる基本的な事項	スに関する首標及	に関する旨標及び
	を逆める	び見込みを設定	見込みを設定

ふくちゃまししょうがいしゃけいかく だい きふくちゃまししょうがいふくしけいかく だい きふくちゃまししょうがいぶくしけいかく 福知山市障害者計画 第7期福知山市障害福祉計画 第3期福知山市障害児福祉計画の 関係性

### かくけいかく おも やくわり きさいじこう 各計画の主な役割と記載事項

### ふくちゃまししょうがいしゃけいかく 福知山市障害者計画

- ・障害児・者福祉施策の方向性(基本理念)、施策首には基本首標)の設定
- ・施策の方針ごとの具体的な収組と、その方向性・方策の設定

ちいきせいかついこう いっぱんしゅうろういこう しぇんさく しょうがいふくし ちいきせいかつしぇんじぎょう 地域生活移行や一般就 労移行の支援策、障害福祉サービス・地域生活支援事業にせいかっしぇん かたとう ていじよる生活支援のあり方等を提示

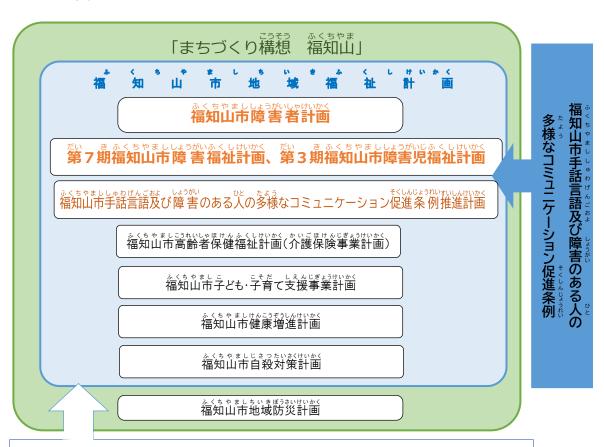
相互

だい きふくちゃまししょうがいふくしけいかく 第 7 期福知山市 障 害 福祉計画 ちいきせいかついこう いっぱんしゅうろういこう すうち 地域生活移行や一般就 労移行の数値 ちいき しょうかいふくし ちいきせいかっ 目標、障害福祉サービス・地域生活したんじぎょう みこ りょう かん じこう 支援事業の見込み 量 に関する事項を きつこい

連携 きふくちゃまししょうがいじふくしけいかく 第 3 期福知山市障害児福祉計画 ちいきしえんだいせい こうちく いりょうでき 地域支援体制の構築、医療的ニーズへの対応、障害児通所支援等の量の かくほ 見込みとその確保についての事項を 設定さ

#### (2) 市の計画における位置づけ

これら3つの計画(以下、本計画という。)は、市政運営の総合的な指針である「まちづくり構想 福知山」の分野別計画として位置付けられます。また、「福知山市手話言語及び障害のある人の多様なコミュニケーション促進条例」、福祉分野の上位計画である福知山市地域福祉計画や他の関係する福祉関連の計画及び国の法律、京都府の計画等との整合性を保つものとします。



【国】 障害者基本法、障害者基本計画、障害者総合支援法、児童福祉法

【京都府】 京都府障害者基本計画、京都府障害福祉計画、京都府障害児福祉計画、京都府福祉のまちづくり案例 京都府障害のある人もない人もともに安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例

# 3 計画の期間

「福知山市障害者計画」は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間を計画 期間とします。

「第7期福知山市障害福祉計画」及び「第3期福知山市障害児福祉計画」は、国の基本指針において計画期間を「3年を1期」として定められていることから、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間を計画期間とします。

また、計画期間内における制度改正や社会情勢の変化などにより、必要な場合は適宜計画の見直しを行うこととします。

#### ■本計画の法的な位置づけと計画期間

	かれる年度	れいか 7 年度 令和7年度	れいわ ねんど 令和8年度	れいわり ねんど 令和9年度	けいかくきかん
しょうがいしゃきほんほう 障害者基本法		しょうがいしゃけいかく 障害者計画		次期計画	3年
しょうがいしゃそうごうしぇんほう 障害者総合支援法	第7	期障害福祉計	note the second of the second	次期計画	3年
じとうふくしほう 児童福祉法	第3	東はきずいじゃくしば	in line	次期計画	3年

# 4 計画の対象

本計画における「障害のある人」とは、障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)のあるなしにかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、精神障害、高次脳機能障害、難病その他の心身の機能の障害がある人など、日常生活とかいせいかっしまん。ひつようなで支援を必要とする全ての人を対象とします。

## 5 計画の策定体制等

## (1) 障害のある人の生活と福祉に関する調査の実施

【調査の概要】 障害のある人の現状や障害福祉サービス等の利用意向などを把握し、 はいかはさくている基本とリュラを得るため「障害のある人の生活と福祉に関する 計画策定の基礎資料を得るため「障害のある人の生活と福祉に関する 調査」(以下「市民アンケート調査」) を実施しました。

まょうさめい 調査名	障害のある人の生活と福祉に関する調査
調查対象	しないざいじゅう しんだいしょうがいしゃできょう りょういくできょう せいしんしょうがいしゃほけん ふくしできょう 市内在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を 持つ人
きょうさきかん 調査期間	令和4 (2022) <b>举</b> 12月 3 百~12月23日
まっさほうほう 調査方法	郵送による配布・回収(WEB回答あり)
回収状況	配布数1,500人 回収数768人 回収率51.2%

## (2) 障害者計画策定に係る法人・事業所調査の実施

【調査の概要】市内で障害福祉サービス、地域生活支援事業及び障害児通所支援等を 実施している事業所及び設置主体(法人)を対象に、障害福祉サービス等に関するニーズや事業所の体制等を把握するため、「障害者計画 策定に係る法人・事業所調査」(以下「法人・事業所アンケート調査」)を 実施しました。

きょうさめい 調査名	しょうがいしゃけいかくさくてい かか ほうじん じぎょうしょぎょうさ 障害者計画策定に係る法人・事業所調査					
調査対象	市内にある障害福祉サービス等を提供している事業所及び設置主体 (法人)					
ままうさきかん 調査期間	令和4(2022) 军12月20 百~令和5(2023) 军1月13 百					
まったほうほう 調査方法	電子データによる配布・回収					
简収软剂	配布数 設置主体 (法人) 26か所 事業所 65か所 回収数 設置主体 (法人) 22か所 事業所 44か所 回収率 設置主体 (法人) 84.6% 事業所 67.7%					

### (3) 障害者団体へのヒアリング調査の実施

【調査の概要】障害者団体に対して、令和4年度に実施した「障害のある人の生活と福祉に関する調査」の結果を踏まえて、市の障害福祉施策に対する意見や課題等を把握するため「障害者団体へのヒアリング調査」(以下「ヒアリング調査」)を実施しました。

調查対象 (順不同)	○福知山市身体障害者団体連合会 (聴覚障害者協会・視覚障害者協会・肢体障害者協会・ 内部障害者協会・難聴協会) ○福知山障害児(者)親の会 ○福知山障害者家族会「あおば会」 ○福知山AS(エーエス)の会 ○中丹高次脳機能障害者と家族の会「さくら」
調査方法	がだんない やくいとう いけんちょうしゃ おこな 各団体の役員等に意見聴 取を 行いました。
まょうさきかん 調査期間	令和5(2023) 2 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7

### (4) 福知山市障害者計画策定委員会での審議

本計画の策定に当たり、障害のある人やその家族及び各関係機関で構成する「福知山市 ちいきじりっしえんきょうぎかい いいん 学識経験者や公募による委員を加えた 28人で構成する「福知山市 地域自立支援協議会」の委員に、学識経験者や公募による委員を加えた 28人で構成する「福知山市障害者計画策定委員会」を開催し、意見聴取や計画案の検討などを踏まえた うえ けいかくさくてい おこな 上で計画策定を 行いました。

#### (5) パブリックコメントの実施

本計画に幅広く市民の意見を反映するために、計画案の内容等を広く公表し、意見を もと 求めるパブリックコメントを実施しました。実施期間は令和5(2023)年12月25日から令和6 (2024)年1月26日までで、寄せられた意見を踏まえて最終的な計画案の取りまとめを行い ました。

#### じっしがいよう [実施概要]

実施方法	する。
実施期間	令和5幹12第25日から令和6幹1第26日まで
実施結果	3

# だい しょう ほんし しょうがいしゃふくし げんじょう 第2章 本市の障害者福祉をめぐる現状

#### しょうがいしゃてちょうしょじしゃ じょうきょう 1 障害者手帳所持者の状況

### (1) 障害者手帳所持者の状況

しょうがいしゃてちょうしょじしゃすう 障害者手帳所持者数

(上段:人、下段:構成比)

	18歳未満	18~65歳未満	65歳以上	けい 言十
しんたいしょうがいしゃてきょうしょじしゃ 身体障害者手帳所持者	62	651	2,576	3, 289
	1.9%	19.8%	78.3%	100.0%
   りょういくできょうしょじしゃ   療育手帳所持者	161	540	102	803
療 月于帳所持有 	20.0%	67. 2%	12. 7%	100.0%
はいしんしょうがいしゃほけんふくしてきょうしょじしゃ 精神障害者保健福祉手帳所持者	17	433	103	553
稍仲焊	3.1%	78.3%	18.6%	100.0%

本市の障害者手帳所持者は、令和5(2023)年4月1日現在、身体障害者手帳所持者 3,289人、療育手帳所持者803人、精神障害者保健福祉手帳所持者553人です。

### (2) 身体障害者手帳所持者の状況

## 1年齢階層別

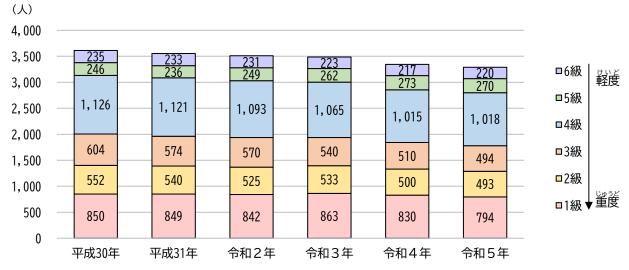


はいます。 ふくちゃまししょうがいゃふくしか かくねん がつ にちげんざい 資料:福知山市障害者福祉課(各年4月1日現在)

しんたいしょうがいしゃでちょうしょじしゃ れいわ 身体障害者手帳所持者は、令和5(2023)年は3,289人で、平成30(2018)年以降、毎年 げんしょう 減少しています。

年齢階層別にみると「18歳未満」は平成31(2019)年から60人前後で推移しており、「18歳以上」は減少傾向にあります。

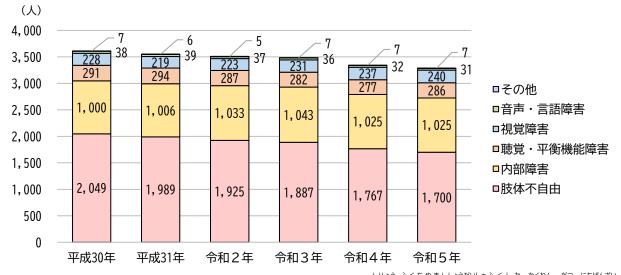
#### (2)等級別



じりょう ふくちゃまししょうがいしゃふくしか かくねん がつ にちげんざい 資料:福知山市障害者福祉課(各年4月1日現在)

身体障害者手帳所持者を等級別にみると、「4\*級」が最も多く、令和5(2023)年は1,018人で30.9%を占めています。また、1\*級、2\*級を合わせた重度の障害のある人は、1,287人で全体の39.1%となっています。

## ③障害種別

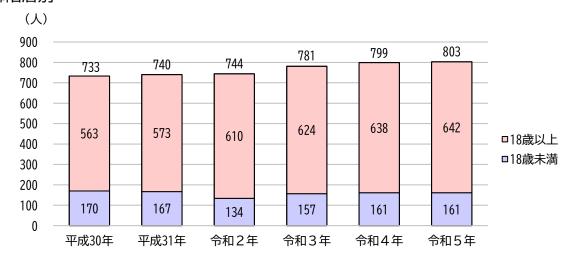


資料:福知山市障害者福祉課(各年4月1日現在)

しょうがいしゅべつ 障害種別にみると、「肢体不自由」が最も多く、令和5(2023)年は1,700人で全体の 51.7%を占めています。障害種別の割合に大きな変化はありません。

### (3) 療育手帳所持者の状況

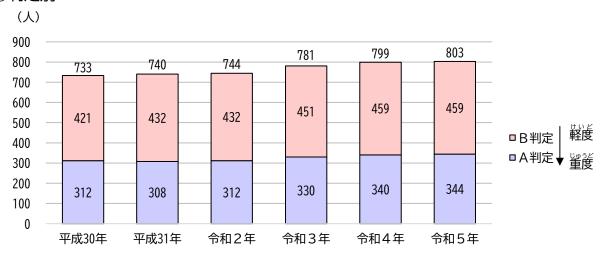
## 1年齢階層別



資料:福知山市障害者福祉課(各年4月1日現在)

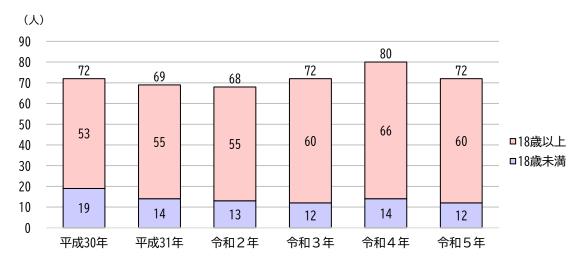
なんれいかいそうべつ さいいじょう にんずう ぞうかけいこう 年齢階層別にみると、18歳以上の人数が増加傾向にあります。

### ②判定別



りょういくてきょうしょじしゃ はんていつ 擦音 育手帳所持者を判定別にみると、「B判定」がやや多く、令和5(2023) 年は 459人 (57.2%)となっています。また、「A判定」は、平成30(2018) 年から令和5(2023) 年にかけて、32人(10.2%) 増加しています。

## (4) 重症心身障害のある人の状況



資料:福知山市障害者福祉課(各年4月1日現在)

※重症心身障害のある人とは、身体障害者手帳1 滅文は2 滅かつ療育手帳A 判定の人をいう。

重 症 心身障害のある人は、令和5(2023)年は72人となっています。年齢階層別にみると、「18歳未満」は平成30(2018)年から減 少傾向、「18歳以上」は令和3(2021)年から60人以上で推移しています。

## (5)精神障害者保健福祉手帳所持者等の状況

#### 1年齢階層別

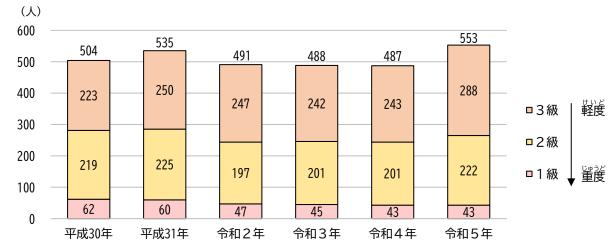


以表示的表示。 資料:福知山市障害者福祉課(各年4月1日現在)

精神障害者保健福祉手帳所持者は、令和5(2023)年は553人で、令和4(2022)年より 66人増加しています。

年齢階層別にみると、令和5(2023)年は 18歳以上が 536人で、96.9%を占めています。

#### (2)等級別



資料:福知山市障害者福祉課(各年4月1日現在)

きょきゅうべつ 等級別にみると「3 級」が多く、令和5(2023) 年は288人(52.1%)となっています。

## ③自立支援医療(精神通院医療)受給者の状況



いりょう ふくちゃまししょうがいしゃふくしか かくねん がつ にちげんざい 資料:福知山市障害者福祉課(各年4月1日現在)

じりっしえんいりょうひ じゅきゅうしゃすう れいわ ねん がつついたちげんざい にん びぞうけいこう 自立支援医療費の受給者数は、令和5(2023)年4月1日現在880人で、微増傾向です。

### (6) 障害支援区分認定者の状況

### ①認定者数の推移

#### ■障害支援区分認定者の状況

(人)

<xx h<="" th=""><th>平成30年</th><th>平成31年</th><th><sup>れいわ</sup>2年</th><th>令和3年</th><th><sup>れいわ</sup>4年</th><th>れいわるなが <b>令和</b>5年</th></xx>	平成30年	平成31年	<sup>れいわ</sup> 2年	令和3年	<sup>れいわ</sup> 4年	れいわるなが <b>令和</b> 5年
りんたいしょうがい りょうかい 身体障害のある人	180	170	170	163	164	169
ってきしょうがい 知的障害のある人	304	304	318	325	333	338
精神障害のある人	72	67	73	77	81	83
計(実人数)	457	445	460	468	477	484

資料: 福知山市障害者福祉課(答辞4月1日現在)

※重複があるため、3障害の合計は計(実人数)とは一致しない。

しょうがいしえんくぶんにんていしゃ れいわ ねん にん しんたいしょうがい ひと にん ちてき 障 害 支援区分認定者は、令和 5(2023) 年は 484人で、身体 障 害 のある人169人、知的 しょうがい ひと にん せいしんしょうがい ひと にん ぞうかけいこう 障 害 のある人338人、精神 障 害 のある人83人となっており、増加傾向にあります。

## ②認定区分別人数の内訳

#### しょうがいしぇんくぶんにんていしゃ うちわけ ■ 障 害 支援区分認定者の内訳

(人)

	by particular shape of the sh	state stat	#\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	計(実人数)		
区分6	93	151	8	187	1	
区分5	39	74	7	97	世度	
区分4	18	66	13	90		
区分3	16	27	29	64		
区分2	2	19	26	44	▼ 軽度	
区分1	1	1	0	2	<b>▼</b> +±1,×	
けい 言 <b>十</b>	169	338	83	484		

資料: 福知山市障害者福祉課(答样4月1日現在)

(ぶんぺっ にんずう ひとおよ ちてきしょうがい ひと ひっょう 区分別の人数をみると、身体障害のある人及び知的障害のある人は、必要とされるしまんのとなると、が高い区分6、精神障害のある人は区分3がそれぞれ最も多くなっています。

## (7) 難病患者等の状況



資料: 京都府中产品保健所保健課(答样4月1日現在)

れいわ ねん しょうにまんせいとくていしっぺいじゅきゅうしゃしょうしょじしゃすう にん とくていいりょうひ 令和 5 年 (2023)年の小児慢性特定疾病受給者証所持者数は 94人、特定医療費 じゅきゅうしゃしょうしょじしゃすう でん 受給者証所持者数は 577人です。

## 2 就学・就労等の状況

## (1)保育所・幼稚園・認定こども園等の状況

### ■保育所の障害のある子どもの在籍状況

(人)

		<sup>れいわ ねん</sup> <b>令和3年</b>	<sup>れいわ</sup> 4年	<sup>れいわ</sup> 5年
保育所 (公立·私立)	ざいせきじょう 在籍児数	1, 372	1, 215	1, 231
	障害のある子どもの数	30	30	32
	かはいしょくいんすう 加配 職 員数	27	28	29

資料:福知山市子ども政策室(各年4月1日現在)

### ■幼稚園の障害のある子どもの在籍状況

(人)

		れいわ ねん <b>令和3年</b>	700mm 100mm	<sup>九いわ ねん</sup> <b>令和5年</b>
ようちえん	ざいせきじすう 在籍児数	404	373	364
ようちえん 幼稚園 こうりつ しりつ (公立・私立)	障害のある子どもの数	12	15	12
$(\overline{\Omega}\Pi \cdot \overline{W}\Pi)$	かはいしょくいんすう 加配 職 員数	9	10	10

資料:福知山市子ども政策室(各年4月1日現在)

### ■認定こども園の障害のある子どもの在籍状況

(人)

		和11 p p ph/ 令和3年	700mm 400mm	<sup>れいわ ねん</sup> <b>令和5年</b>
<sup>にんてい</sup> 認定こども園	ざいせきじまう 在籍児数	55	72	75
(1号認定)	障害のある子どもの数	0	0	0
(3~5歳、教育認定)	かはいしょくいんすう 加配 職 員数	0	0	0
<sup>にんてい</sup> 認定こども園	ざいせきじすう 在籍児数	845	974	944
(2・3号認定)	障害のある子どもの数	11	15	17
(0~5歲、保育認定)	かはいしょくいんすう 加配 職 員数	10	8	10

#### 資料:福知山市子ども政策室(各年4月1日現在)

※認定こども薗(※)は令和2年度より市内に開設(保育所からの移行)

### ■地域型保育事業の障害のある子どもの在籍状況

(人)

		かれる年	<b>令和4</b> 年	<sup>れいわ</sup> 5年
	ざいせきじまう <b>在籍児数</b>	86	90	101
ちいきがたほいくじぎょう 地域型保育事業(※)	じょうがい 障害のある子どもの数	1	0	0
	かはいしょくいんすう 加配 職 員数	1	0	0

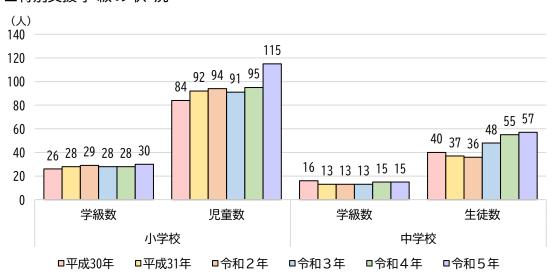
資料:福知山市子ども政策室(答案4月1日現在)

しょうが、 管害のある子ども(1対1の加配が必要と判断された児童)の在籍 状 況 は、令和 5

(2023) 年は、保育所32人(4月1日現在)、幼稚園12人(5月1日現在)、認定こども園17人 がつついたちげんざい にんてい えん にん (2023) 年は、保育所32人(4月1日現在)、幼稚園12人(5月1日現在)、認定こども園17人 (4月1日現在) となっています。

## (2) 特別支援学級等の状況

### ■特別支援学級の状況



			かれ3年	れいわ ねん <b>令和4年</b>	かれ5年
	しょうがっこう 小学校	がっきゅうすう 学級数	16	17	16
まてきしょうがいがっきゅう <b>知的障害学級</b>	小子校	じどうすう 児 <b>童数</b>	60	66	77
	ちゅうがっこう 中学校	がっきゅうすう 学級数	7	8	8
	甲子校	生徒数	33	35	33
	しょうがっこう 小学校	がっきゅうすう 学級数	10	9	11
じへいしょう じょうしょしょうがい 自閉症・情緒障害	小子校	じどうすう 児 <b>童数</b>	29	27	35
が <u>こきゅう</u> 学級	ちゅうがっこう 中学校	がっきゅうすう 学級数	6	6	6
	中子仪	生徒数	15	19	23
	しょうがっこう 小学校	がっきゅうすう 学級数	1	0	1
しかくしょうがいがっきゅう 視覚障害学級	小子校 	じどうすう <b>児童数</b>	1	0	1
祝見悍 吉 于 帆 	ちゅうがっこう 中学校	がっきゅうすう	0	1	1
		生徒数	0	1	1
	しょうがっこう 小学校	がっきゅうすう 学級数	1	1	1
   したいふじゅうがっきゅう   <b>肢体不自由学 級</b>		児童数	1	1	1
以体行台田子版	まゅうがっこう 中学校	がっきゅうすう 学級数	0	0	0
	サナル	せいとすう <b>生徒数</b>	0	0	0
	しょうがっこう 小学校	がっきゅうすう 学級数	0	1	1
がまうじゃくがっきゅう 病 弱 学級	7,7,1%	児童数	0	1	1
기시 경기 그 기사	まゅうがっこう 中学校	がっきゅうすう 学級数	0	0	0
	中子仅	生徒数	0	0	0
	しょうがっこう 小学校	がっきゅうすう 学級数	12	13	15
つうきゅうしどうきょうしつ 通級指導教室	小子仪	りどうすう 児童数	261	274	260
地似油等狄 圭	ちゅうがっこう 中学校	がっきゅうすう	4	4	4
	中子仪	生徒数	52	68	80

資料:福知山市教育委員会学校教育課(特別支援学級等実態調査結果 各年5月1日現在)

#### ■放課後等児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の状況

(人)

	れいわ ねんど	れいわ ねんど	れいわ ねんど
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
とくべつしぇんがっきゅうざいせきじどうりょうすう 特別支援学級在籍児童利用数	27	38	40

とくべつしえんがっきゅう ざいせきじどうすう ぞうか 特別支援学級の在籍児童数は増加しています。それに伴い、特別支援学級在籍児童なは増加しています。それに伴い、特別支援学級在籍児童による放課後等児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の利用数も増加しています。

## (3) 特別支援学校の在籍・進路状況

## ■盲・聾・特別支援学校の状況 (福知山市分のみ)

(人)

	ようきぶ 幼稚部	しょうがくぶ <b>小学部</b>	ちゅうがくぶ 中学部	こうとうぶ 高等部	ごうけい 合計
きょうとふりつちゅうたんしぇんがっこう 京都府立中丹支援学校	_	38	27	49	114
きょうとふりつもうがっこう 京都府立盲学校	0	0	0	0	0
きょうとふりつろうがっこう 京都府立聾学校	0	0	1	1	2
きょうとふりつろうがっこうまいづるぶんこう 京都府立聾学校舞鶴分校	1	0	0	0	1

しりょう きょうとふりつちゅうたんしえんがっこう きょうとふりつもうがっこう きょうとふりつろうがっこう まいてるぶんこうふく れいわ ねん がつ にちげんざい 資料:京都府立中丹支援学校、京都府立盲学校、京都府立聾学校(舞鶴分校含む)(令和5年5月1日現在)

### ■特別支援学校の卒業後の進路

(人)

	そつぎょう 卒業 せいとすう 生徒数	此於	いっぱんしゅうろう	はまうがいふくし 障害福祉 サービス	ご 在 ぞ の 他
や和2年度 (令和3年3月卒業)	13	0	2	7	4
かいかりなんだ 令和3年度 (令和4年3月卒業)	23	0	5	10	8
かり なんど 令和4年度 (令和5年3月卒業)	27	0	9	8	10

資料: 京都府立中 丹支援学校(令和5年5月1日現在)

令和5(2023)年の特別支援学校の在籍状況は、上記のとおりです。 マラディラン しんろ 卒業後の進路について、令和4(2022)年度は「一般就労」が増えています。

### (4) 求職・就職の状況

#### ■ハローワーク福知山管内(福知山所、綾部所の合計)

■ハローラーラ倫和山官内(倫和山州、桜部州の古計)								(人)		
< ぶん 区分	しんききゅうしょくもうしこみけんすう 新規 求 職 申込件数				しゅうしょくけんすう 就職件数					
区分	身体	ちてき 知的	精神	その他		りんたい <b>身体</b>	ってき 知的	精神	その他	<b>二</b>
で成30年度	49	43	73	23	188	36	34	51	11	132
で成31年度	67	65	79	26	237	37	30	59	28	154
れいわ ねんど 令和2年度	66	31	75	25	197	36	19	53	21	129
れいわ ねんど <b>令和3年度</b>	58	43	63	21	185	31	25	60	8	124
れいわ ねんど <b>令和4年度</b>	55	52	59	12	178	28	33	51	9	121
ごうけい合計	295	234	349	107	985	168	141	274	77	660

資料:ハローワーク労働市場年報(厚生労働省京都労働局職業安定部作成)

(IZ/V)

ハローワーク福知山管内の、障害のある人の求職・就職の状況をみると、いずれれいわ も令和2(2020)年度以降、減少傾向にあります。

### (5) 行政機関における雇用状況

### ■行政機関の障害者雇用状況

	またていき そしょくいんすう 算定基礎 職 員数	しょうがい 障害のある人の数	じつこようりつ 実雇用率
	(A)	(B)	(B/A)×100%
福知山市(※)	1, 048人	35. 0人	3. 34%
京都府(知事部局)	4, 918人	128. 0人	2. 60%

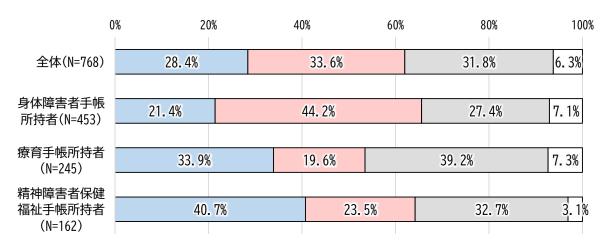
資料:京都労働局発表資料(令和4年6月1日現在)

※短時間勤務職員は、0.5分に換算するため、分数に小数点が生じる場合がある。 福知前者教育委員会及び福知前者上下水道部は特例認定を受けている。

## 3 市民アンケート調査結果からみた現状

## (1) 差別や偏見について

覧28 差別をされたり偏見を感じたこと

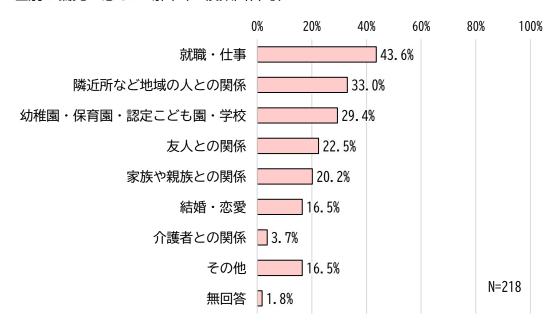


□1. ある □2. ない □3. わからない □無回答

※重複があるため、3障害の合計は全体とは一致しない。

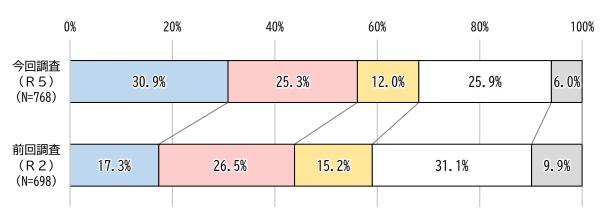
障害があることで、差別をされたり偏見を感じたことについて、「ある」と回答した人は、 ぜんない 全体の 28.4%です。 障害種別にみると、身体障害手帳所持者(21.4%)と比べて、療育 できょうしょじしゃ 手帳所持者(33.9%)、精神障害者保健福祉手帳所持者(40.7%)では、割合が高くなってい ます。

とい まべつ ^^/bth かん じん ばめん (※すうかいとうか) 問28-1 差別や偏見を感じた場面 (※複数回答可)



きべつ へんけん かん ばめん 差別や偏見を感じた場面としては、「就 職・仕事」が 43.6%で 最 も多く、次いで「隣 きんじょ ちいき ひと かんけい がっこう がんけい がっています。 ないも がっこう がんけい がってい がってい さいき がっこう がんけい がってい はん がっこう がっています。

覧27 障害のある人に対する差別や偏見に関する状況

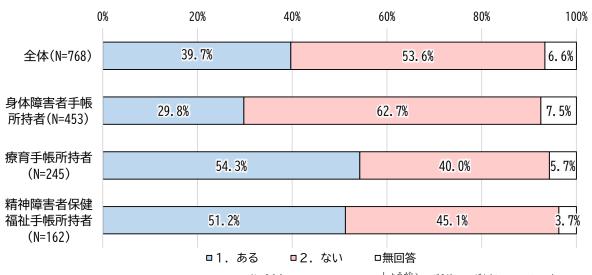


□かなり改善されている □あまり改善されていない □どちらともいえない□わからない□無回答 ・ある程度改善されている ・ほとんど改善されていない

「改善されていない」(「あまり改善されていない」と「ほとんど改善されていない」を合わせたもの)は25.3%、「改善されている」(「かなり改善されている」と「ある程度改善されている」を合わせたもの)は30.9%で、令和2年度調査より、令和5年度調査では改善がみられると回答した人の数が増えました。

#### (2) コミュニケーション(意思疎通)について

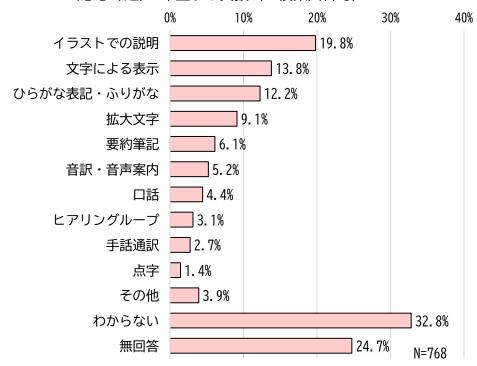
とい 問11 コミュニケーション(意思疎通)が困難と思うこと



※重複があるため、3障害の合計は全体とは一致しない。

コミュニケーションの困難さを感じることについては、全体では 39.7%の人が「ある」とかいとう 回答しています。特に療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では、5割を超えています。

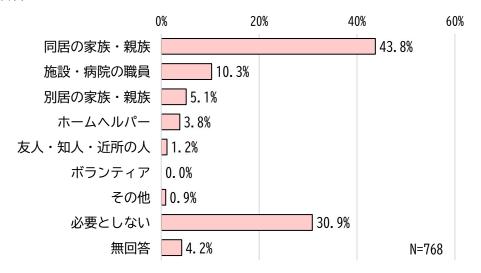
とい 問12 コミュニケーション(意思疎通)で希望する支援(※複数回答可)



また、コミュニケーションに関して希望する支援としては、「イラストでの説明」が19.8%で もっとも多く、次いで「文字による表示」(13.8%)、「ひらがな表記・ふりがな」(12.2%)などと なっています。

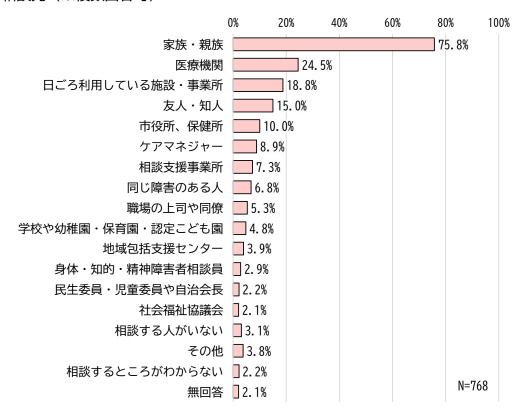
#### (3) 生活支援について

問6 主な介護者



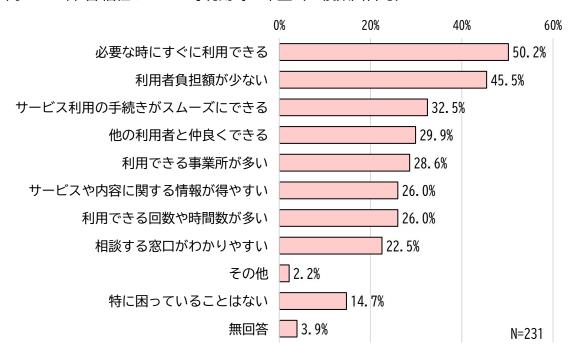
また、介助者を「必要としない」の割合は30.9%となっています。

とい そうだんさき ふくすうかいとうか 問7 相談先(※複数回答可)

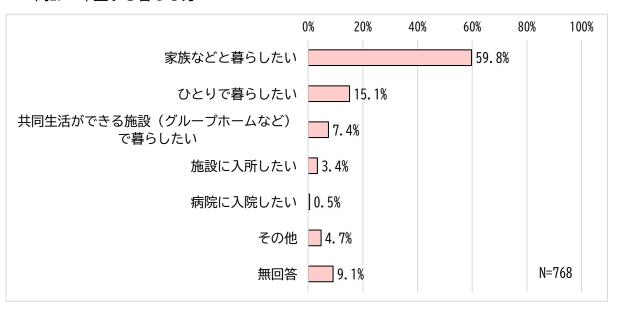


そうだんさき 相談先としても「家族・親族」が75.8%で特に多く、次いで「医療機関」(24.5%)となっ ています。

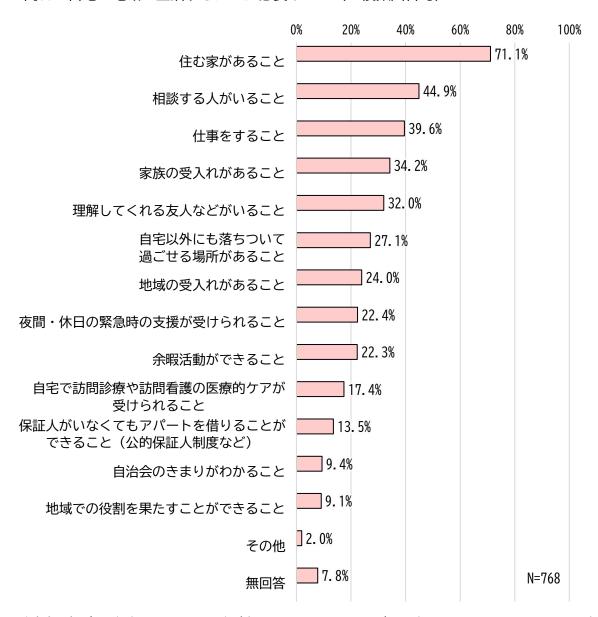
とい しょうがいふくし とうりょう じ きぼう ふくすうかいとうか 問24-1 障害福祉サービス等利用時の希望(※複数回答可)



問29 希望する暮らし方



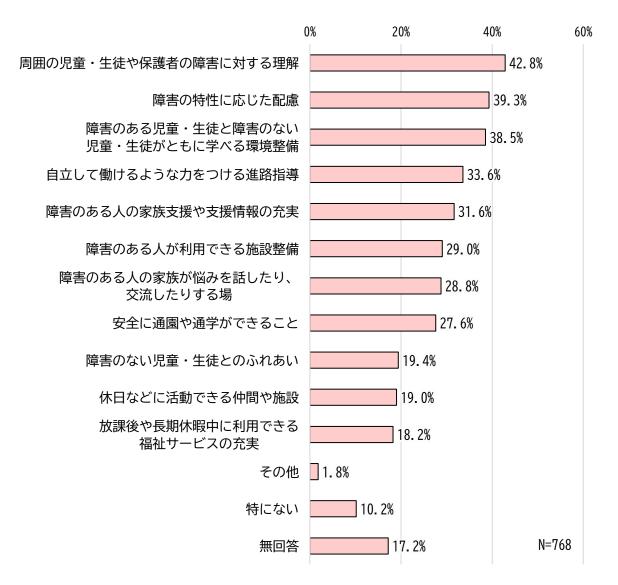
間30 首宅や地域で生活するために必要なこと(※複数回答可)



首宅や地域で生活するために必要なこととしては、「住む家があること」が 71.1%で特に多く、次いで「相談する人がいること」(44.9%)、「仕事をすること」(39.6%)となっています。

### (4) 保育や教育について

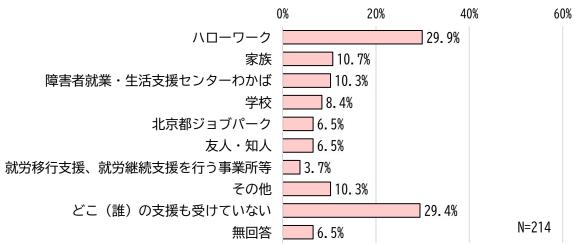
という ほいく きょういく 門22 保育や教育について今後必要なこと(※3つまで回答可)



保育や教育について今後必要なこととしては、「周囲の児童・生徒や保護者の障害に対する理解」が42.8%で最も多く、次いで「障害の特性に応じた配慮」(39.3%)、「障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒がともに学べる環境整備」(38.5%)となっています。

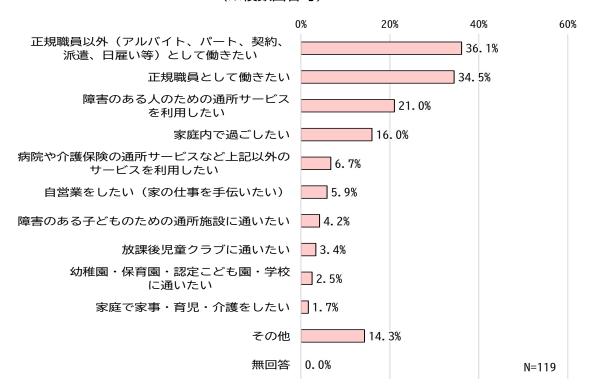
#### (5) 就労について

とい げんざい しゅうろう じ しぇんさき ふくすうかいとうか 問19-1 現在の就労時の支援先(※複数回答可)



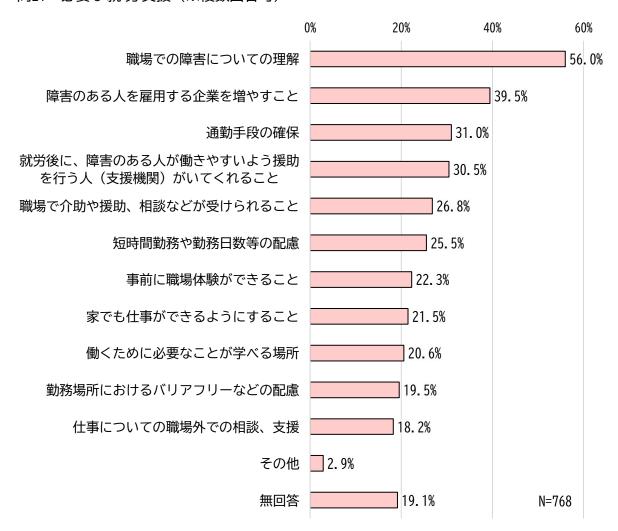
現在の仕事についたときの支援先としては、「ハローワーク」が 29.9%と好に多く、次いで「家族」(10.7%)、「障害者 就業・生活支援センターわかば」(10.3%)となっています。一方、「どこ(誰)の支援も受けていない」も 3割近くを占めています。

間20-1 今後の日中の過ごし芳(「筑社とは異なる過ごし芳をしたい」と回答した芳のみ) (※複数回答う)



今後の日中の過ごし方(「現在とは異なる過ごし方をしたい」と回答した方のみ)として、「世間、 「正規職」員として働きたい」と「正規職」員以外(アルバイト、パート、契約、派遣、日雇い等)として働きたい)」がそれぞれ3割を超えています。

#### 問21 必要な就労支援(※複数回答可)



障害のある人に必要な就労支援としては、「職場での障害についての理解」が 56.0% と最も多く、次いで「障害のある人を雇用する企業を増やすこと」(39.5%)となっています。

### (6) 外出について

には9 外出時に困ること(※複数回答可)

ぜんたい 全体(N=7e	68)	しんたい <b>身体(N=4</b> !	53)	りょういく 療育(N=245)		精神(N=162)	
交通費がかかる	21.4%	体力に首信が	23.8%	困ったときにど	27.8%	交通費がかかる	32.1%
		ない		うすればいいの			
				か心配			
菌ったときにど	20.2%	交通費がかかる	17.2%	外出発でのコ	22.0%	困ったときにど	29.6%
うすればいいの				ミュニケーショ		うすればいいの	
か心配				ンがとりづらい		か心配	
体がに首信が	19.8%	障害のある人	15.2%	交通費がかかる	21.2%	発作など突然の	24.7%
ない		にむけた設備が				身体などの変化	
		十分ではない				が心配	
で通手段がない	15.4%	困ったときにど	14.3%	こうつうしゅだん 交通手段がない	20.0%	<b>大の曽が気にな</b>	24.1%
		うすればいいの				る	
		か心配					
外出先でのコ	13.4%	交通手段がない	13.7%	<b>簡りの</b> 炎に手動	15.9%	体分に首信が	23.5%
ミュニケーショ				けを賴みにくい		ない	
ンがとりづらい							

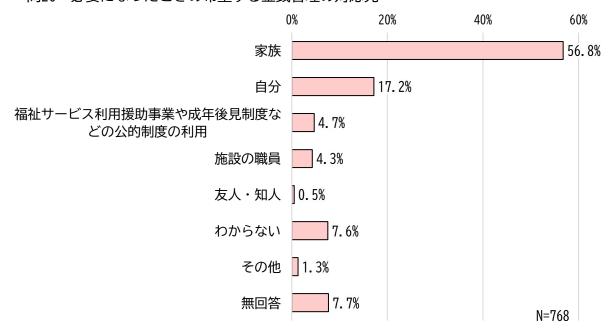
※身体=身体障害者手帳所持者、療育=療育手帳所持者、精神=精神障害者保健福祉手帳所持者

がいしゅつ じ こま かいしゅつ じ こま 外 出 時に困ることとしては、全体では多い 順 に「交通費がかかる」「困ったときにどうすればいいのか心配」「体力に自信がない」「交通手段がない」などとなっています。

しんたいしょうがいしゃてちょうしょじしゃ 身体障害者手帳所持者は、「体力に自信がない」が最も多く、次いで「交通費がかかる」 しょうがい 「障害のある人に向けた設備が十分でない」などとなっています。

りょういくてちょうしょじしゃ こま がいしゅつさき 寮 育 手帳所持者は、「困ったときにどうすればいいのか心配」が 最 も多く、次が「外 出 先 でのコミュニケーションがとりづらい」です。

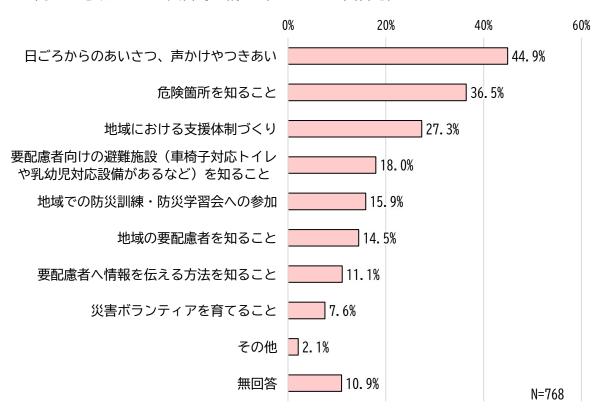
## (7) 権利擁護について



今後必要になったときに、希望する金銭管理の対応先としては「家族」が56.8%で特に多く、次いで「自分」(17.2%)となっています。一方、「福祉サービス利用援助事業や成年後見制度などの公的制度の利用」は4.7%となっています。

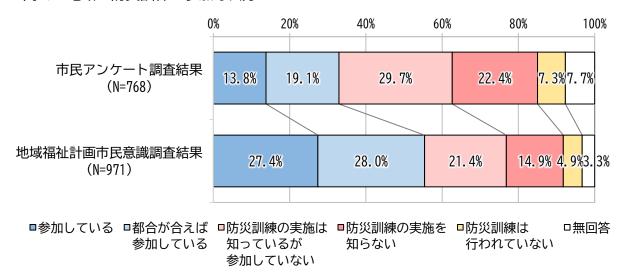
## (8) 災害時の対応について

間16 地域における災害時の備え (※3つまで回答可)



地域における災害時の備えとしては、「日ごろからのあいさつ、声かけやつきあい」が 44.9% で最も多く、次いで「危険箇所を知ること」(36.5%)、「地域における支援体制づくり」(27.3%)となっています。

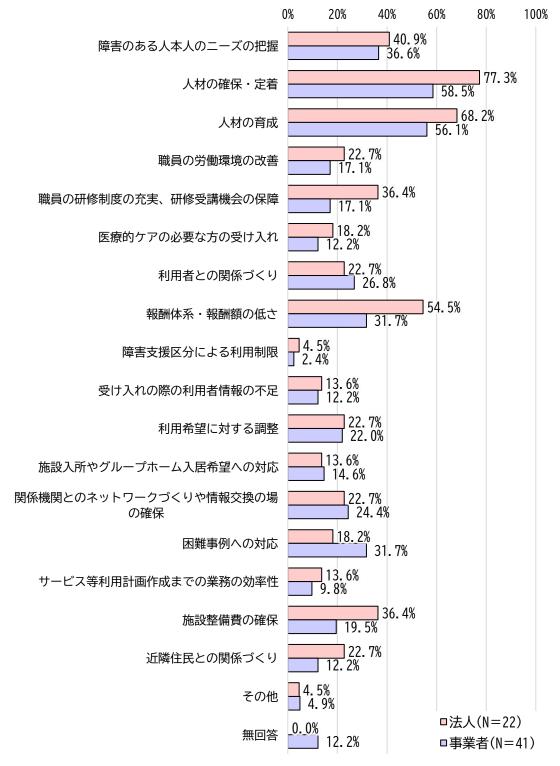
間18 地域の防災訓練の参加状況



地域の防災訓練などへの参加について、18歳以上の市民から 2,000人を無作為描出して 実施した地域福祉計画市民意識調査結果(令和4年9万里施)は「参加している」と「都合が 合えば参加している」を合わせた「参加している」が 55.4%となっていますが、障害者手帳 所持者を対象とした市民アンケート調査結果は 32.9%と 23 ポイント程度低くなっています。

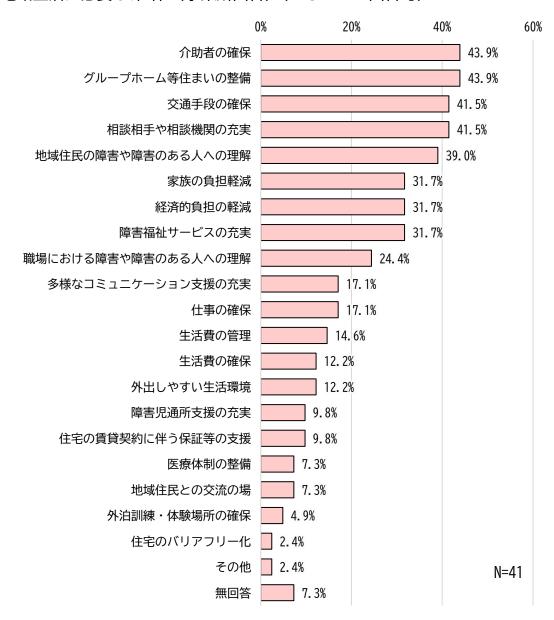
## 4 法人・事業所アンケート調査結果からみた現状

#### (1) 運営上の課題について(※複数回答可)



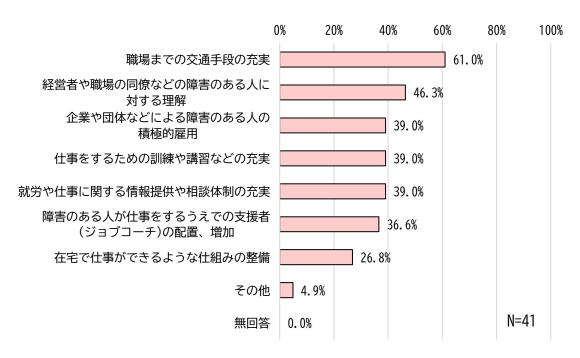
はうじん じぎょうしょ うんえいじょう かだい 法人や事業所の運営上の課題としては、いずれも「人材の確保・定着」が最も多く、つぎ かいくない いくない かくない かくない まんだい かくない まんだい かくない まんだい かくない かくない かいくない かいくない できない しんざい かいくない かいくない かいくない かいくない かいくない かいしょく おお 次が「人材の育成」であり、サービスを担う「人材」の問題が特に大きいことがわかります。

#### (2) 地域生活に必要な条件(事業所回答)(※3つまで回答可)



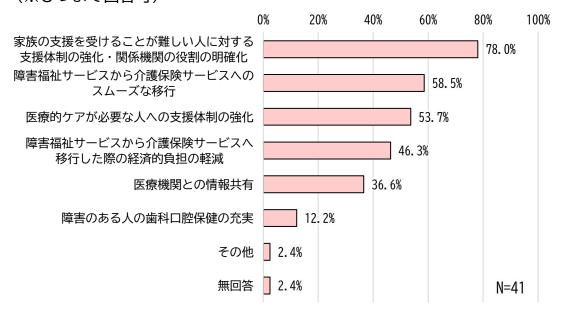
障害のある人が地域で生活するための条件としては、「介助者の確保」と「グループホーム等住まいの整備」が 43.9%で最も多く、次が「交通手段の確保」と「相談相手や相談機関の充実」(41.5%)、「地域住民の障害や障害のある人への理解」(39.0%)となっています。

### (3) 就労のための必要な支援(事業所回答)(※3つまで回答可)



ではようがい ではなら でと はなら できる しょくが 事 くための必要な支援としては、「職場までの交通手段の充実」が 61.0%で 最 も 多く、次いで「経営者や職場の同僚などの障害のある人に対する理解」 (46.3%)となっています。

# (4) 医療や介護 (介護保険・高齢者サービス) との連携 (事業所回答) (※3つまで回答可)



医療や介護(介護保険・高齢者サービス)との連携に必要なこととしては、「家族の支援をう受けることが難しい人に対する支援体制の強化・関係機関の役割の明確化」が78.0%で最も多く、次いで「障害福祉サービスから介護保険サービスへのスムーズな移行」(58.5%)、「医療的ケアが必要な人への支援体制の強化」(53.7%)となっています。

## 5 障害者団体へのヒアリング調査からみた現状

令和4年度に実施した「障害のある人の生活と福祉に関する調査」で満足度の低かった こうもく 項目について障害者団体へヒアリング調査を実施しました。

#### (1) 障害のある人への理解について

- ・個々の障害の特性を含めた当事者自身のことを知ってもらうことで、周りの人から声もかけてもらいやすいため、地域の行事や学校の行事に積極的に参加することが必要である。
- ・障害があることで他人へ迷惑をかけると考えると社会参加を躊躇する。
- しょうがい しゅべつ ていど じょうたい りかい ひと ふ ・ 障害には種別や程度などさまざまな状態があることを理解する人がもっと増えてほしい。
- 。 ・見た目にわからない 障害のある人は、表に出さないが、いろんなことで悩んでいる。
- ・障害というだけで怖いという偏見を無くしたい。
- しょうがい ひと かぞく おやな あと せいかつぜんぱん みとお ふあん ふあん ・ 障 害 のある人の家族は、親亡き後の生活全般の見通しがつかず不安がある。

#### (2) コミュニケーション (意思疎通) について

- ・気持ちなどを言葉で表現できないため、コミュニケーションマーク (感情などをイラストで表現したもの)の活用や文章は簡単でわかりやすい表現を使うことが必要である。
- しゅわつうやくしゃ ふそく しんぱい・手話通訳者(※)不足が心配である。
- \*\*\*\*\* はうほう \*\*\* ・様々な方法でコミュニケーションをとろうとすることが大事である。
- ・障害の特性によっては特定の人としかコミュニケーションをとることができないことを知って欲しい。

### (3) 保育・教育について

- しょうがい かこう きょういく ば かてい ほごしゃ がっこう じょうほうきょうゆう きょうつう しえん・障害のある子どもの教育の場では、家庭(保護者)と学校が情報共有し共通した支援 が大切である。
- ・学校教育の段階から障害について理解することが必要である。

#### (4) 就労について

- ・障害の特性に合った業種、業務内容が選択できるわかりやすい求人票になれば良い。
- ・働く場が限られ賃金も低いため将来のことが心配である。

#### (5) 防災について

- ・避難訓練では、事前のシミュレーションや車椅子の避難用具の準備、全介助やコミュニケーションが取れない人など集団ではなく個別対応の想定も必要である。
- ふくしひなんじょ しょうがい ひと ひなん ほうほう しょうがい とくせい こうほうとう しゅうち ひつよう・福祉避難所(※)や障害のある人の避難の方法、障害の特性について広報等で周知が必要

である。

- ・緊急時に駅、スーパー、コンビニ等でも、現在の様子や注意報・警報の情報を発信して欲しい。
- ・防災訓練には声掛けがないと参加しにくく、障害のある人が参加していいのか遠慮している。
- ・障害の特性により、集団の中に入ることや環境が変化することで落ち着いて過ごせる か心配である。また、避難所で周りへの迷惑を考えると避難するより自宅にいたほうが良いかと思う。

# 6 障害者計画の取組状況

#### (1) 啓発・理解の促進

- ① 障害や障害のある人に対する理解啓発の促進
- ・地域公民館や学校単位の人権講演会や研修会、あいサポーター研修を実施
- しゃくしょ りかいけいはつてんじ せっち しょうちゅうがっこう また はいふ・市役所において理解啓発展示コーナーの設置、小中学校へチラシ又はポスターの配布
- ②「あいサポート運動」の推進
- ・市民向け、企業・団体等向けのあいサポーター研修の実施
- きぎょうとうにんてい・あいサポート企業等認定
- ③「オレンジのまちづくり (オレンジ運動)」の推進
- ・図書館中 央 館 での啓発展示
- ふくしきょういく すいしん ④福祉教育の推進
- ・地域公民館では、障害のある人の人権をテーマに講座を実施
- ・サマースクール「楽しくふくし&ボランティア体験」の実施
- こうりゅうかつどう そくしん ⑤交流活動の促進
- たいうんどうかい ふくし かいさい・ふれあい大運動会、ふれあい福祉フェスタの開催

# (2)「福知山市手話言語及び障害のある人の多様なコミュニケーション促進条例」に基づく施策の推進

- しゅわげんご およ しょうがい とくせい おう たょう ①手話言語(※)及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段への理解の普及
- おやこしゅわきょうしつ おやこてんじたいけんかいとう じっし・親子手話教室・親子点字体験会等の実施
- ・ 障 害 についての理解啓発人材バンクの実施
- ・手話言語の国際デーの啓発
- ②わかりやすい情報の提供
- ・音声による行政情報の提供
- ・イラストによる意思疎通として、広域避難所へのコミュニケーション支援ボードを作成
- ③コミュニケーション支援の充実
- ・奉仕員養成講座 (手話・要約筆記・点訳)、朗読ボランティア養成講座を実施、朗読ボランティアサークルの支援

## (3) 自立生活の支援の推進

そうだんしえんたいせい じゅうじつ 1相談支援体制の充実

- れいわ ねん がつついたちふくちゃまししょうがいしゃきかんそうだんしえん いか きかんそうだんしえん ・令和5(2023)年4月1日福知山市障害者基幹相談支援センター(以下、「基幹相談支援 センター」) 設置(※)
- ・ 重層的支援体制の整備により、多機関連携による支援の充実

#### ②障害福祉サービス等の充実

- ・ 相談支援事業所連絡協議会などによる情報共有
- ふくちゃましみんかんしゃかいふくししせつれんらくきょうぎかい かいごふくしじんざいようせい じぎょう じっし・福知山市民間社会福祉施設連絡協議会による介護福祉人材養成センター事業の実施

#### ③ 障害福祉を支える人材の確保・定着の支援

- ・ 新 しい人材の発掘と定着を目的に介護人材定着支援金制度を実施
- こうとうがっこう だいがく せんもんがっこうとう じょうほうはっしん ふくししょくばしゅうしょく かいさい・高等学校、大学、専門学校等への情報発信、福祉職場就職フェアの開催

#### (4) 当事者や家族の交流活動の促進

- ・地域生活支援事業(自発的活動支援事業)において、障害のある当事者が相談員とし そうだんかつどう こうりゅうかいとう じっし て相談活動や交流会等を実施
- はじょきんせいど しょうがいしゃだんたい かつどうしえん・補助金制度による障害者団体の活動支援

#### ⑤ボランティア活動の促進

- ・ボランティアルームの運営(市民交流プラザふくちやま内)
- とうじしゃかつどう はばひろ ぶんや はけん しゃきょう ・ 当事者活動や幅広い分野へのボランティア派遣(社協がコーディネート)

### ちいきせいかつしえんきょてん じゅうじつ ⑥地域生活支援拠点の充実

・居住に関する支援が必要なケースでは、関係機関の連携と住宅情報の提供

#### (4) 障害のある子どもの支援の充実

## しゅうがくまえりょういく ほいく じゅうじつ ①就学前療育・保育の充実

- ・「のびのび福知っ子就学前発達支援事業」の実施(※)
- ・年中児発達支援サポート事業の振り返り及び支援体制の検証会議の実施
- ・保育所、幼稚園、認定こども園においては、保育士、教諭の加配を適切に実施

#### がくれいき しょうがい こしきん じゅうじつ ②学齢期の障害のある子どもへの支援の充実

- ・通級指導や特別支援学級の「自立活動」の時間、小集団活動などでソーシャルス ・ルトレーニング(以下「SST」)(※)を実施
- ここ きょういく ちう きょういくかてい せってい とくべっしえんがっきゅうじゅうきゅうじどうせいと こべっ ・個々の教育ニーズに応じた教育課程を設定し、特別支援学級入級児童生徒の個別 しどうけいかく しえんけいかく の指導計画・支援計画・アセスメント票を作成

#### ③一貫した支援体制の充実

・発達クリニックの専門医と連携した体制づくり

#### (5) 障害のある人の就労支援

#### ①就労支援に関する情報の提供

- ・広報ふくちやまにおいて障害者雇用の特集記事の掲載
- \*\*\*\*\*\*\*・京都ジョブパークやハローワークの企業セミナーや就職セミナーなどで訓練等の

#### が紹介

#### しゅうろうしえんたいせい じゅうじつ ②就労支援体制の充実

・障害者雇用1000人のまちプロジェクト会議で関係機関の情報を共有し、各関係機関がそれぞれで行う障害者雇用促進の取組を一連の取組として実施

#### ③障害者雇用の推進

- ・セミナー等での 就 労 準備
- ごうどうしゅうしょくめんせつかい かいさい・合同 就職面接会の開催
- ・1000人のまちプロジェクト会議で京都ジョブパーク、ハローワークと連携して企業セミナーを実施

#### ふくしてきしゅうろう しぇん ④福祉的 就 労 の支援

・市のイベント開催時や市内の商業施設で施設等の「ほっとはあと製品」の販売会を実施

#### ふくししせつ いっぱんしゅうろう いこうそくしん ⑤福祉施設から一般就労への移行促進

しゅうろうしえん おこな じぎょうしょ ちゅうしん しょうがい かた しゅうろうしえん じっし・就 労支援を行う事業所を中心に障害のある方の就労支援を実施

#### (6) 文化・芸術やスポーツ活動等の推進

### ①社会参加への支援

- ・創作教室、歩行訓練講座、体験事業の実施
- ・ヒアリングループの設置施設及び移動型ループの貸し出し・利用について周知

### ②文化・芸術活動への支援

- しゃくしょ かい かいご しょうがいふくし じぎょうしょ とうじしゃだんたいとう さくひん てんじ・市役所1階にて介護・障害福祉サービス事業所、当事者団体等の作品の展示
- ・ふれあい福祉フェスタにおいて、障害のある人の作品を展示

#### ③スポーツ、レクリエーション活動への支援

・地域生活支援事業(社会参加促進事業)でスポーツの講習会を実施

#### (7)保健・医療の推進

## ①健康づくり、疾病予防の推進

・健(検)診が集団健診と個別健診のいずれかで選択でき、Web申込みもできる体制を整備

#### ②障害者医療、リハビリテーション医療の充実

・京都府北部リハビリテーション支援センターでは理学療法士、保健師による相談の実施

#### まいしんほけんふくし なんびょう たい しえん 3精神保健福祉・難病に対する支援

- ・地域支援コーディネーターが、それぞれの地域における住民同士の支え合いの仕組みづくりを広げる取組を実施
- ・福知山城ライトアップや市 LINE による情報発信等、普及啓発

### (8) 安全・安心な生活環境の整備

## ①バリアフリー(※)のまちづくりの推進

- ・「京都府福祉のまちづくり条例」等により、公共施設等のバリアフリー整備
- きょうと ちゅうしゃじょうりょうしょう こうふ・京都おもいやり駐車場利用証の交付

#### ②外出時の支援の充実

- ・ふくしゅうしょううんそう じっしだんたい たい ほじょきんこうぶ しえん・福祉 有 償 運送(※)実施団体に対し補助金交付による支援
- ・障害者安心お出かけサポート事業の実施

#### ③防犯対策等の推進

- ・障害者手帳の交付時に対象となる聴覚障害のある方や発語が困難な方、その他が象となる方には消防緊急通信指令システムへの啓発
- こうれいしゃ じちかい しせつかんりしゃ きんむいとう たいしょう ぼうはんこうしゅう じっし・高齢者や自治会、施設管理者、勤務医等を対象に防犯講習を実施

### (単位の) はいしん ぎゃくたい ぼうし (単位の) (単

### ⑤ 障害を理由とする差別の解消と合理的配慮の推進

いしびょうじ しょうがい りゅう さべつ かいしょう すいしん かん ふくちゃまししょくいんたいおう 意思表示があれば「障害を理由とする差別の解消の推進に関する福知山市職員対応 ようりょう もと かくか 要領」に基づき、各課において合理的配慮の提供

#### (9) 防災対策の推進

## ①地域における防災体制及び避難誘導体制の確立

- ・ 令和 5 (2023) 年 9 月 末時点で 113自治会において地域の防災訓練を実施
- とうい え ひなんこうどうようしえんしゃ めいぼ じちかいちょう みんせいじどういいんとう ていきょう・同意の得られた避難行動要支援者の名簿を自治会長や民生児童委員等に提供

### ②防災に関するわかりやすい情報の提供

- ・福知山市総合防災ハザードマップ(※)の音訳版を作成し、市ホームページへの掲載及び CD配布
- ・ 令和 3 (2021) 年度から防災アプリ「福知山防災」の運用を開始

#### ③避難時の支援

・ ふくしひなんじょ きゅうしちょうたんい しょ もう びちくぶっしせいびけいかく もと せいび・ 福祉避難所を旧市 町 単位に1か所ずつ設け、備蓄物資整備計画に基づき整備

## 7 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の実績

### (1) 成果目標の状況

### ①福祉施設から地域生活への移行

<u> </u>	れいわがんねんとまつ つれ元年度末 項目 じてん じっせき		ねんどまつ 年度末
時点の実績		もくひょうち <b>目標値</b>	じっせきちゃ こ 実績値見込み
①施設入所者数	98人(A)	96人(B1)	103人(B2)
②施設入所者 t () 加設 () 削減率 () () () () () () () () () () () () () (		2人(A)-(B1) (2.0%)(A)-(B1)/(A)	▲ 5 戊(A) — (B2) (▲5.1%)(A—B2)/(A)
③地域生活移行者数		6人(C1)	0 人(C2)
(移行率 ③/①)		(6.1%) (C1)/ (A)	(0.0%) (C2)/ (A)

施設入所者数は、目標値の 96人に対して見込みは 103人で、目標を下回りました。 削減数は、目標値の2人(2.0%) に対して見込みは $\blacktriangle$ 5人( $\blacktriangle$ 5.1%)で、目標を下回りました。 ました。

また、施設を退所し地域生活に移行した人数は、目標値の6人(6.1%)に対し見込みは0人(86)で、人数は目標を下回りました。

## ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

ない よう 内 容	n い p <b>令和</b> 3	a んど <b>年度</b>	れいわ ねんど <b>令和4年度</b>		れいか ねんど 令和5年度	
	もくひょう 目標	じっせき 実績	もくひょう 目標	じっせき 実績	もくひょう 目標	じっせき み こ 実績見込み
保健、医療及び福祉関係者による 協議の場の開催回数	かい <b>1</b> 回	<b>0</b> 回	3 <u>ロ</u>	12 <u>0</u>	3 <u>D</u>	12 <u>bul</u>
保健、医療及び福祉関係者による 整治等の場合の関係者の参加者数	20人		20人	11人	20人	11人
保健、医療及び福祉関係者による 協議の場における目標設定及び 評価の実施回数	1 <sup>かい</sup>	_	1 🗓	2 <sup>かい</sup>	1 <sup>かい</sup>	2回
精神障害 のある人の地域移行 支援	r.h.ših. 1人分	にんぶん <b>0人分</b>	r.h.ši.h. 1人分	にんぶん <b>0人分</b>	r.h.ših. 1人分	にんぶん <b>0人分</b>
精神障害のある人の地域定着 支援	r.h.ših. 1人分	0人分	r.h.ših. 1人分	でんぶん 0人分	r.h.ših. 1人分	0人分
精神障害のある人の共同生活 接助	11人分	18人分	13人分	19人分	15人分	23人分
精神障害のある人の自立生活援助	1人分	0人分	1人分	0人分	1人分	にんぶん 0人分

現に利用している精神障害のある人の「共同生活援助」は目標を達成していますが、「地域移行支援」「地域定着支援」「自立生活援助」は目標を下回りました。

#### ③地域生活支援拠点等が有する機能の充実

か。 内 容	n い わ <b>令和</b> 3	a んど 子 <b>度</b>	れいわ <b>令和</b> 4	4年度	n い わ <b>令和</b> 5	5年度
内容	もくひょう 目標	じっせき <b>実績</b>	もくひょう 目標	じっせき <b>実績</b>	目標	<sub>じっせきみこみ</sub> 実績見込
まいきせいかつしぇんきょてんとう しない せっち 地域生活支援拠点等を市内に設置	みせっち	みせっち	みせっち	みせっち	せっち <b>設置</b>	せっち <b>設置</b>
ラんようじょうきょう けんしょう けんとう かいすう 運用状況の検証・検討の回数	0 D	O 回	0 🗓	0 🗓	1 🗓	0 🗓

ちいきせいかつしえんきょてんとう れいわ ねんどまつ せっちょてい 地域生活支援拠点等を令和5(2023)年度末に設置予定です。

## ④福祉施設から一般就労への移行等

	ない よう 内 容	令和5年度		
	<u>内</u> 谷	もくひょう 目標	<sup>じっせきみこみ</sup> 実 <b>績見込</b>	
いっぱん 一般	しゅうろういこうしゃすう 就 労移行者数	8人	1人	
ت م	福祉施設からの就労移行者数(就労移行支援)	2人	0 گ	
内を記れ	福祉施設からの就労移行者数(就労継続支援A型)	4人	1人	
<b>i)</b> ()	福祉施設からの就労移行者数(就労継続支援B型)	2人	0 人	

ない よう 内 容	れいわ ねんどまつ 令和5年度末			
	もくひょう 目標	じっせきみ こみ 実績見込		
へ和5年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労に 移行すると見込まれる者(A)	8人	1人		
しゅうろういこうしゃ 就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者数(B)	6人	1人		
(B) / (A)	75%	100%		
は 対 定 着 支援事業所数	2か所	1 か所		
は うろうていちゃくりつ わりいじょう じぎょうしょすう わりあい 就労定着率8割以上の事業所数(割合)	2か旂(100%)	O か <u></u> が		

しゅうろういこうしえんじぎょうしょすう もくひょう じぎょうしょ たい じっせき じぎょうしょ しゅうろういこうりつ わり 就 労移行支援事業所数は、目 標 2事業所に対して実績1事業所、就 労移行率8割 いじょう じぎょうしょ もくひょう じぎょうしょ たい じぎょうしょ 以上の事業所は、目標2事業所に対して0事業所となっています。

いっぱんしゅうろういこうしゃすう もくひょう にん たい じっせき ひとり 一般 就 労移行者数は、目 標 8 人に対して、実績は1 人でした。 しゅうろういこうしえんじぎょうりょうしゃすう もくひょう にん たい じっせきひとり もくひょう したまわ 就 労移行支援事業利用者数は、目 標 6 人に対して、実績1 人で、目 標を下回りまし た。

#### ⑤障害のある子どもへの支援の提供体制の整備等

ない よう <b>内 容</b>	や和5年度末			
内 谷 	もくひょう 目標	<sub>じっせきみこみ</sub> 実績見込		
じどうはったつしえん 児童発達支援センターの設置数	1 か所 (平成25年度に設置)	1 か所		
児童発達支援センターによる保育所等訪問支援の実施	実施 (辛成25年度より開始)	実施		
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所 変異が変更ない。 変異が変更ない。 変異がある。 の整備	サルル きない しょせっち <b>圏域内に1か所設置</b>	<sub>せっち</sub> <b>設置</b>		
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービ スの整備	サルいきない 圏域内に1か所設置	世っち <b>設置</b>		
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	散置 (令和2年度に設置)	せっ <u>ち</u> 設置		

児童発達支援センターは、既に1か所設置されており、また、保育所等訪問支援について も実施している事業所があります。

まも じゅうしょうしんしんしょうがい ことう しえん じどうはったつしえんじぎょうしょおよ ほうかごとう 主に 重 症 心身 障 害 のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を設置しています。

保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を 数置しています。

#### できるだがしまんないせい じゅうじつ きょうかとう ⑥相談支援体制の充実・強化等

		nun <b>令和</b> 3	カルビ 3年度	れいわ <b>令和</b> 4	1年度	nun <b>令和</b> 5	a んど <b>五度</b>
	内容		じったま	まくひょう 目標	じったままます。実績	まくひょう 目標	じっせきみこみ
基幹相認 (総合的	炎支援センターの設置 内・静門的な相談支援)	**L	**! <b>#</b>	**L	**L	<sub>あり</sub> 有	<sub>あり</sub> 有
ちいき 地域の そうだめ 相談	地域の 相談支援事業者 に対する訪問等による いまりでは はずり はいまり はいまり しょう いまけんけんすう まいまり いまけんけんすう 専門的な指導・助言件数	_	_	_	_	6件	58件
支援を制の	ちいき できたかしきんのじまたうしゃ 地域 の 相談支援事業者 じんざいいくせい しきんけんすう の人材育成の支援件数	_	_	_	_	6件	1件
強化	地域の相談機関との連携 強化の取組の実施回数	_	_	_	_	20回	15回

令和5(2023)年度には基幹相談支援センターを設置し、「地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数」は目標を達成しています。「地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数」は目標を達成しています。「地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数」と「地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数」は

「世界を下面りました。

## ⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

	れいか 令和 3		れいわ	1年度		カルど <b>年度</b>
ない よう 内 容						
	目標	実績	もくひょう 目標	実績	もくひょう 目標	じっせきみこみ 実績見込
しょうがいぶくし 障害福祉サービス等に係る各種 けんしゅう かつよう 研修の活用	<sub>あり</sub> 有	<sub>あり</sub> 有	<sub>あり</sub> 有	<sub>あり</sub> 有	<sub>あり</sub> 有	<sub>あり</sub> 有
*京都府が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員参加人数	2人	5人	2 گر	3 Å	2 گر	4人
でようがいきじりつしえんしんさしばらいとう アス で 書者自立支援審査支払等 システムによる審査結果の共有 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	<b>#</b>	<b>**</b>	<sub>あり</sub> 有	<b>#</b>	<sub>あり</sub> 有	<u>‡</u>
* 障害有自立支援番負支払等 ジステム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体と共有する体制の有無及び実施回数	-	I	1 回	かい <b>〇</b> 回	1 回	O D

しょうがいふくし とう かか かくしゅけんしゅう かつよう じっし もくひょう たっせい 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用は実施され、目標を達成しています。 しょうがいしゃじりっしえんしんさしはらいとう しんさけっか きょうゆう みじっし など 書者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有は未実施です。

#### (2) 障害福祉サービスの利用状況

## ①訪問系サービス

サービス	たんい単位	n いわ <b>令和</b> 3	3年 <b>度</b>	れいわ ねんど <b>令和4年度</b>		や和5年度	
リーレス	単位	けいかくち <b>計画値</b>	<sup>じっせきち</sup> 実績値	けいかくち <b>計画値</b>	<sup>じっせきち</sup> 実績値	けいかくち <b>計画値</b>	じっせきみこみ 実績見込
きょたくかいご居宅介護	じかん つき 時間/月	1, 692	1, 161	1,727	1, 153	1, 763	1, 166
店七川護	人/月	95	88	97	94	99	102
じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護	じかん つき 時間/月	213	65	255	55	255	128
里反动向介護	人/月	5	2	6	2	6	3
   <sup>とうこう</sup> えんご   <b>同行援護</b>	じかん つき 時間/月	364	134	382	365	400	328
<b>P</b>   <b>I</b>   <b>I</b>   <b>I</b>   <b>I</b>   <b>I</b>   <b>I</b>   <b>I</b>   <b>I</b>	人/月	20	15	21	16	22	18
   こうどうえんご   <b>行動援護</b>	じかん つき 時間/月	578	258	611	303	644	400
	人/月	35	16	37	29	39	35
じゅうどしょうがいしゃとうほうかつ 重度障害者等包括	じかん つき 時間/月	0	0	0	0	0	0
支援	人/月	0	0	0	0	0	0

\*時間/肩: 肩当たりのサービス提供時間(答牟後3宵浴) (答弁後3宵浴)

きょたくかいご りょうしゃすう ぞうか りょうじかんすう けいかくち したまわ 居宅介護は、利用者数は増加していますが、利用時間数は計画値を下回りました。

じゅうどほうもんかいご りょうじかんすう りょうしゃすう けいかくち したまわ 重度訪問介護は、利用時間数と利用者数とも計画値を下回りました。

どうこうえんご りょうじかんすう りょうしゃすう けいかくち したまわ 同行援護は、利用時間数と利用者数とも計画値を下回りました。

こうどうえんご りょうじかんすう りょうしゃすう けいかくち したまわ 行動援護は、利用時間数と利用者数とも計画値を下回りました。

重度障害者等包括支援は、本サービスを実施する事業所が福知山市内にないため、利用 実績はありませんでした。

#### ②日中活動系サービス

サービス	たんい単位	<sup>れいわ</sup> <b>令和</b> 3	なんど 年度	nぃゎ <b>令和4</b>	れいわ ねんど <b>令和4年度</b>		<sup>ねんど</sup> 年度
y-LX	単位	けいかくち <b>計画値</b>	<sub>じっせきち</sub> 実績値	けいかくち	<sub>じっせきち</sub> 実績値	けいかくち <b>計画値</b>	じっせきみこみ 実績見込
世がかつかい。	人日/月	4,825	4,806	4, 908	5,067	4, 992	5, 247
土冶기량	人/月	232	223	236	234	240	246
じりつくんれん きのうくんれん 自立訓練 (機能訓練)	人日/月	23	0	23	0	23	0
日立訓練(機能訓練 <i>)</i> 	人/月	1	0	1	0	1	0
じりっくんれん せいかつくんれん 自立訓練(生活訓練)	人日/月	23	2	23	31	23	0
目立訓練(生活訓練 <i>)</i> 	人/月	1	1	1	1	1	0
しゅうろういこうしきな 就労移行支援	人日/月	88	68	110	61	132	69
汎 为 炒仃文抜 	人/月	4	4	5	3	6	4
しゅうろうけいぞくしぇん 就労継続支援(A型)	人日/月	931	821	1,026	969	1, 121	886
别 为 秘机文族(A 望 <i>)</i> 	人/月	49	45	54	50	59	47
, 就 労継続支援(B型)	人日/月	3, 400	3, 555	3, 449	3, 571	3, 499	3, 893
	人/月	206	195	209	198	212	211
りょうようかいご 療養介護	人/月	14	14	14	15	14	14
短期人所	人日/月	211	267	219	319	227	320
	人/月	51	23	53	41	55	49
いまするうていちゃく しえん 就労定着支援	人/月	3	0	5	0	7	1

\* | 大管 / 月: 音 当たりの 並べ利用 日藪 (客 年度 3 有労) | 大/ 月: 音 当たりの 実利 開 大藪 (客 年度 3 有労)

せいかつかいご りょうしゃすう りょうにっすう 生活介護は、利用者数・利用日数ともほぼ計画値に近い値となりました。 じりっくんれん きのうくんれん りょう みこ 自立訓練 (機能訓練) は利用を見込みましたが、利用がありませんでした。

自立訓練(生活訓練)の利用者数は計画値通りとなりましたが、利用日数は令和4(2022) 特別の合計画値を上回りました。

しゅうろういこうしえん りょうしゃすう りょうにっすう けいかくち したまわ 就 労 移行支援は、利用者数・利用日数とも、計画値を下回りました。

しゅうろうけいぞくしえん がた りょうしゃすう りょうにっすう れいわ れいわ はんど けいかくち ちか 就 労 継続支援A型は、利用者数・利用日数とも令和4(2022)年度までほぼ計画値に近い もたい 値 となりました。

しゅうろうけいぞくしえんがたりようにっすう けいかくち うわまわ まいねんどぞうか 就労継続支援B型の利用日数は計画値を上回り、毎年度増加しました。

りょうようかいご 療 養介護については、計画で見込んだとおりの利用 状 況 となりました。

短期 入 所 は、令和 3 (2021)年度及び令和 4 (2022) 年度の利用日 数が計画値を上回りました。

は 労 定 着 支援は、 令和 3 (2021) 年度及び令和 4 (2022) 年度について利用がありませんでした。

#### ③居住系サービス

サービス	<u> </u>		a f j k č 子 <b>度</b>	n い p <b>令和</b> 4	1年度	<sup>れいわ</sup> 令和 5	5年度
	単位	けいかくち <b>計画値</b>	<sup>じっせきち</sup> 実績値	けいかくち <b>計画値</b>	じっせきち <b>実績値</b>	けいかくち <b>計画値</b>	じっせきみこみ 実績見込
共同生活援助	人/月	96	94	97	97	98	106
しせつにゅうしょしえん 施設入所支援	人/月	98	104	97	103	96	103
じりつせいかつえんじょ 自立生活援助	人/月	1	0	1	0	1	0

\*犬/育: 育当たりの実利角犬数(答年後3育券)

しりっせいかつえんじょ りょう みこ りょう 自立生活援助は、利用を見込みましたが、利用はありませんでした。

#### 4相談支援

111111111111111111111111111111111111111									
サービス	nun <b>令和</b> 3	3年度	n い わ <b>令和</b> 4	1年度	<sup>れいわ</sup> <b>令和</b> 5	5年度			
)—LX	単位	けいかくち <b>計画値</b>	じっせきち <b>実績値</b>	けいかくち <b>計画値</b>	じっせきち <b>実績値</b>	けいかくち <b>計画値</b>	じっせきみこみ 実績見込		
計画相談支援	にん つき 人/月	85	65	95	99	105	72		
ちいきいこうしえん 地域移行支援	人/月	1	0	1	0	1	0		
ちいきていちゃくしえん 地域定着支援	人/月	1	0	1	0	1	0		

計画相談支援の利用者数は、令和4(2022)年度のみ計画値を上回っていますが、令和5(2023)年度は計画値内に収まる予定です。

ちいきいこうしえんおよ ちいきていちゃくしえん りょう みこ 地域移行支援及び地域 定着 支援は、利用を見込みましたが、利用はありませんでした。

#### (3) 地域生活支援事業の利用状況

### ひっすじぎょう

サービス	<b>単位</b>	れいわ ねんど 令和3年度		れいわ ねんど 令和4年度		れいわ ねんど 令和5年度	
		けいかくち 計画値	じっせきち 実績値	けいかくち	じっせきち 実績値	けいかくち 計画値	じっせきみこみ 実績見込
しょうがいとそうだんしょうしきょう 障害者相談支援事業	いたくすう 委託数	5	5	5	5	5	5
基幹相談支援センター	せっち <b>設置</b>	<b>禁無</b>	<b>※無</b>	<b>禁無</b>	<b>※無</b>	有	有
基幹相談支援センター等機能強化 事業	実施	**************************************	有	<b>**</b>	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	件/年	1	1	1	2	1	2
成年後見制度法人後見支援事業	実施	有	有	有	有	有	有
いしきつうしてなりぎだっています。 意思疎通支援事業(手話通訳者・ を記するないましゃはけん 要約筆記者派遣)	件/年	333	251	366	182	403	184
いしきつうしえんじまう しゅかつうやくしゃ 意思疎通支援事業(手話通訳者 設置)	にん ねん 人/年	1	1	2	0	2	0
手話奉仕員養成研修事業※	人/年	28	22	30	25	32	29
いどうしえんじぎょう 移動支援事業※	人/年	40	33	40	29	40	27
サルきかつどうしえん せっきゅうきょうか 地域活動支援センター等機能強化	か所	1	1	1	1	1	1
事業※	人作	27	30	30	32	33	18

\*手話:幹間修了者数、移動支援:幹間実利用人数、地域活動:幹間実利用人数

しょうがいしゃそうだんしえんじぎょう しない 障害者相談支援事業は、市内の5か所の相談支援事業所(※)に委託し実施しています。 やれる (2023) 年4月に基幹相談支援センターを設置しました。

せいねんこうけんせいどりようしえんじぎょう 成年後見制度利用支援事業は、計画値を上回りました。

いどうしえんじぎょう りょうしゃすう けいかくち したまわ 移動支援事業の利用者数は、計画値を下回りました。

たいきかつどうしえん 地域活動支援センター事業の利用者数は、令和4(2022)年度まで計画値を上回りました。

#### ■日常生活用具給付事業

サービス	単位	<sup>れいわ</sup> <b>令和</b> 3	3年度	n い p <b>令和</b> 4	1年度	れいカー ねんど <b>令和5年度</b>	
		けいかくち <b>計画値</b>	<sub>じっせきち</sub> 実績値	けいかくち <b>計画値</b>	<sub>じっせきち</sub> 実績値	けいかくち <b>計画値</b>	<sup>じっせきみこみ</sup> 実績見込
かいご くんれんしえんようぐ ①介護・訓練支援用具	件/年	2	1	2	3	2	0
じりつせいかつしえんようぐ ②自立生活支援用具	件/军	8	9	8	6	8	2
さいたくりょうようとうしえんようぐ ③在宅療養等支援用具	件/军	15	14	15	6	15	2
④情報・意思疎通支援用具	件/年	20	11	20	17	20	5
はいせつかんりしえんようぐ ⑤排泄管理支援用具	件/军	1,868	2,093	1,818	2,096	1,818	2, 272
の居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	3	4	3	0	3	0

\*件/年:幹簡給付件数

にちじょうせいかつようぐきゅうふとうじぎょう はいせつかんりしえんようぐ けいかくち うわまわ 日常生活用具給付等事業の排泄管理支援用具は、計画値を上回りました。

## にんいじぎょう

サービス 単位	たんい	<sup>れいわ</sup> <b>令和</b> 3	a んど 年 <b>度</b>	<sup>れいわ</sup> <b>令和</b> 4	1年度	れいカー ねんど 令和5年度	
	けいかくち <b>計画値</b>	じっせきち 実績値	けいかくち <b>計画値</b>	<sup>じっせきち</sup> 実績値	けいかくち <b>計画値</b>	<sup>じっせきみこみ</sup> 実績見込	
まうもんにゅうよく 訪問入浴サービス事業	人/年	12	12	12	9	12	8
日中一時支援事業	人/年	65	76	65	77	65	64

\*人作:年間実利用人数

#### (4)障害児支援サービスの利用状況

サービス	たんい 単位	れいカー ねんど 令和3年度		れいわ ねんど <b>令和4年度</b>		れいわ ねんど <b>令和5年度</b>	
		けいかくち <b>計画値</b>	<sub>じっせきち</sub> 実績値	けいかくち <b>計画値</b>	<sub>じっせきち</sub> 実績値	けいかくち <b>計画値</b>	じっせきみこみ 実績見込
りとうはたついえん 児童発達支援	人日/月	403	417	403	418	403	427
· 汽里光连又恢	人/月	115	102	115	111	115	122
(表) かごとう 放課後等デイサービス	人日/月	1, 184	1,089	1, 243	1, 195	1, 302	1, 159
放床を守てイリーに入	人/月	141	102	148	109	155	138
はいくしょとうほうもんしえん 保育所等訪問支援	人日/月	19	9	21	13	24	16
保育所寺訪問文援 	人/月	14	9	16	9	18	14
いりょうがたじどうはったつしぇん 医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
医療型児軍発達文援 	人 人 与 き	0	0	0	0	0	0
またくほうもんがたりとうはったっしょう人 居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
しょうがいじそうだんし えん <b>障害児相談支援</b>	人/月	25	19	28	19	31	20
医療的ケア児に対する かんれんぶんや しぇん ちょうせい 関連分野の支援を調整するコーディネーターの 配置	رتح	2	3	3	4	4	4
바쁘		1-11-4	_* _* +			1. / 1. / 10	

\* 大管/育: 育当たりの遅べ利用日藪 (答年度3 背券) 大/育: 育当たりの実利用分藪 (答年度3 背券) 障釜児稍談支援については、12 か胃平均の実利用分数

じどうはったつしえん りょうにっすう けいかくち うわまわ 児童発達支援は、利用日数が計画値を上回りました。

りょうにっすう りょうしゃすう けいかくち したまわ 放課後等デイサービスは、利用日数と利用者数とも計画値を下回りました。

保育所等訪問支援は、利用日数と利用者数とも計画値を下回りました。

いりょうがたじどうはったつしえんおよ きょたくほうもんがたじどうはったつしえん りょう みこ 医療型児童発達支援及び居宅訪問型児童発達支援は、利用を見込みましたが、実績はありませんでした。

しょうがいじそうだんしえん 障害児相談支援は、計画値を下回りました。

たりょうてき じとう にん はいち とが でん はいち 医療的ケア児等コーディネーターは、令和4(2022)年度から4人の配置となりました。

サービス	<u>ᢜ</u> ん\\ 単位	n い n <b>令和</b> 3	a んど 年度	n い n <b>令和</b> 4	<sup>ねんど</sup> 4年度	れいわ ねんど 令和5年度	
		けいかくち <b>計画値</b>	<sup>じっせきち</sup> 実績値	けいかくち <b>計画値</b>	じっせきち <b>実績値</b>	けいかくち <b>計画値</b>	じっせきみこみ 実績見込
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)及び実施者数(安護者)	人/月	1	0	1	0	1	0
ペアレントメンターの にんすう 人数	にん つき <b>人</b> /月	9	3	11	3	13	3
ピアサポート活動への参加 人数	人/月	5	4	5	4	5	4

ペアレントトレーニング(※)やペアレントプログラム(※)等の支援プログラム等は、令和3 たんどいこう みじっし 作皮以降は未実施です。ペアレントメンター(※)の人数とピアサポート活動(※)への参加 にんずう もくひょうち したまわ 人数は目標値を下回りました。

## 8 障害者福祉に関わる課題

#### (1) 啓発・理解の促進

するなりますが、 住み慣れた地域で、障害のある人が障害のない人と同じように生活するためには、周囲のようが、の人が障害のことを正しく理解し、共に地域で生活する一員として、障害のある人の人権を尊重することが大切です。

市民アンケート調査では、障害のある人に対する差別や偏見に関する状況に改善がみられる一方で、差別をされた経験が「ある」と回答した人があり、差別を感じる場面として、成場の人がで、差別をされた経験が「ある」と回答した人があり、差別を感じる場面として、就職や仕事の場面が最も多く、地域での関係や幼稚園・保育園・認定こども園・学校での生活の場面で差別を感じることが多い結果となっています。障害の有無に関わらず、互いに尊重し合い地域生活を営むことや障害のある人の社会参加のための必要な要件として、障害に対する理解は大きな要素となっています。障害者基本法や障害者差別解消法の目的である共生社会の実現に向けて、市民の障害への理解を深め、差別や偏見の解消に向けた啓発の取組を促進していくことが必要です。

#### (2) コミュニケーション(意思疎通)施策の推進

障害のある人にとって、情報を取得し意思表示やコミュニケーション(意思疎通)を図ることは、日常生活を営む上で、必要不可欠なことです。市民アンケート調査では、4割の方がコミュニケーションに困難さを感じているという結果です。障害のある人も障害のない人と同様に情報を取得したり、意思疎通を行えるよう、障害のある人の状態に応じたわかりやすい文章、イラストによる表現の使用や多様なコミュニケーションツールをからようには、6、情報保障の体制の整備が必要です。

#### (3) 生活支援について

障害のある人が地域社会で自立した生活を送るためには、障害の特性やニーズに応じた。 た障害福祉サービスの提供や生活を安定・充実させるための支援が必要です。

ヒアリング調査では、「親亡き後」の生活基盤や支援に不安があるという声があります。 はうじん じぎょうしょ ないちょうさ は、 充 分 な 障 害 福祉サービスを 提 供 するための福祉の 確保・定着が深刻な課題となっています。

ではいかった。 障害のある人が自立した生活を送るため、暮らしの基盤整備や福祉サービスの充実、 るくしじんざいかくほ 福祉人材の確保など地域で支える体制づくりが求められます。

#### (4) 障害のあるこどもの支援

発達段階において、支援を必要とする子どもの特性に応じた適切な支援を行い、個々ののうりょく さいだいげん の 能力を最大限に伸ばしていくためには、その成長過程における療育や保育、教育の果たす役割は重要です。

特別支援学級等の状況からも障害の特性や個々に応じた支援を必要とする児童生徒の数は増加傾向にあり、子どもの特性に応じた支援や学び方へのニーズは高まっています。子どもが地域の中で健やかに成長し日常生活を営むことができる共生社会の実現のためにも、障害の有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けることができる環境整備が求められています。

保育や教育の場ですべての子どもたちが将来にわたり自立や社会参加を果たすための しえんさく 支援策として、支援の必要性に早期に気づき、療育や保育、教育、就労まで一貫した支援 の一層の充実を図ることが必要です。

#### (5) 就労について

できる。 で書いるる人が個々の能力を発揮し、生きがいを感じて働くために「障害者雇用1000 にんのまちプロジェクト」に取り組み、令和4年度末には1001人となりました。今後は、「障害者 雇用1000人のまちプロジェクト」の取組を踏まえ、障害のある人の就労継続に向けて取り 組む必要があります。

障害のある人が働き続けるために企業等においては、雇用前から雇用後においても継続した支援を行うことや障害のある人は様々な制度を活用することで、就労先での不安や悩みを解消していくことが必要です。

市民アンケート調査では、現在の仕事についたとき、どこ(誰)の支援も受けていない方が 3割近くを占めており、ハローワークや障害者就業・生活支援センターわかばなどの支援 機関について周知し、関係機関が積極的に関わることが必要です。

障害のある人が社会で活躍できるよう、その人に合った職業や柔軟な勤務形態等、たいかたようはたらかた じゅうじつ もとめ 多種多様な働き方の充実が求められており、就職先となる企業を増やすことや しゅうとう しょくば の障害や障害のある人に対する理解促進が必要です。

#### (6)文化・芸術やスポーツ活動等の促進

文化・芸術やスポーツ活動などの体制を充実することは、障害のある人の生きがいやためいさんか。 そくしん 社会参加の促進につながります。地域で障害の有無にかかわらず相互の理解を深めるとともに、障害のある人の生活の質の向上を図り、積極的に社会参加できる環境づくりが必要です。

#### (7)保健・医療の推進

しょうがい そうきはっけん しょうがい ひと けんこうい じ じゅうしょうかぼうしとう はか ちいき 管 害の早期発見や障害のある人の健康維持、重症化防止等を図るため、地域における ほけん いりょうたいせい せいび たいせつ 保健・医療体制の整備が大切です。

せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょうしょじしゃすう ぞうか 精神障害者保健福祉手帳所持者数が増加していることから、若いころからのこころの けんこう たいさく せいしんしょうがいしゃ けんこうそうだんとう じゅうじっ もと 健康づくり対策や精神障害者への健康相談等の充実が求められています。

## (8) 安全・安心な生活環境の整備

障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活するためには、公共施設・公共交通 養物人 機関のバリアフリー化、移動や外出の際の支援等が欠かせません。市民アンケート調査では、 が、出の際の困り事として、交通費の負担や困ったときの対応などが多いため、経済的負担 の軽減とともに、障害のある人の移動を支えるサービスや支援について検討が必要です。

また、障害のある人の尊厳と権利が守られ、地域で安心して暮らせる社会の実現のためには、障害のある人に対する虐待や権利侵害を身近な問題としてとらえ、社会全体で取り組んでいくことが大切です。市民アンケート調査では、金銭管理に関して公的制度の利用や利用希望割合も低いことから、相談機関や福祉サービス利用援助事業、成年後見制度等の意力なる周知と理解啓発を進めことが必要です。

### (9) 災害時の対応について

地域の中では障害のある人に関する情報共有が十分にできていないため、障害のある人は地域の避難体制が不安であるという声が聞かれます。地域住民といざという時に助け合える関係を築くことができる避難訓練について、市民アンケート調査やヒアリング調査では、障害のある人は参加できない状況があり、訓練に参加しやすい環境づくりが求められています。

# だい しょう しょうがいしゃけいかく 第3章 障害者計画

## 1 基本理念

国は、令和5(2023)年度から5年間の計画である第5次障害者基本計画において、共生したが、どうげんはないでは、では、かっとうが、社会の実現に向けて、障害のある人が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害のある人の社会をかか。おいでくる。

本市においては、前計画において「障害のある人もない人も、すべての人が共に生きていくまちづくり」を基本理念として掲げてきましたが、共生社会の実現に向けて、引き続き、すべての人が、住み慣れた地域社会のなかで宜いに尊重し合い、いきいきと活動しながら共に生活していく社会の構築を目指していきます。

## しょうがい 障害のある人もない人も、 すべての人が共に生きていくまちづくり

## 2 基本目標

## 【1】互いに尊重し合い、尊厳を持って暮らせるまちづくり

しょうがい しょうがい しょうがい でと りかい そくしん しょうがい でと ひとり できゅう 事 で 書 のある人への理解を促進し、障害のある人、一人ひとりが尊重され、 しゃかいてきしょうへき かん 社会的障壁を感じることなく暮らせるまちづくりを推進します。

## 【2】いきいきと自立した生活を送れるまちづくり

## 【3】誰もが地域で安心して暮らせるまちづくり

## 3 施策体系

① 障害や障害のある人についての啓発・理解促進 ②手話言語及び障害のある人の多様なコミュニケーション手段 の啓発・理解促進 啓発・理解の促進 ③福祉教育の推進 ④交流活動の促進 ①障害者支援体制の充実 ②障害福祉サービス等の充実 ③福祉人材の確保・定着、人材育成支援 地域での自立生活の支援 とうじしゃ かぞく こうりゅうかつどう そくしん ④当事者や家族の交流活動の促進 ⑤就労支援(障害者雇用1000人のまちプロジェクト) ①就学前療育・保育の充実 障害のある子どもの支援の充実 ②学齢期の障害のある子どもへの支援の充実 ③年齢によらない子どもへの支援の充実 ①文化・芸術活動への支援 文化・芸術やスポーツ活動等の推進 ②スポーツ活動への支援 ①健康づくり、疾病予防の推進 保健・医療の推進 ②障害者医療の充実 (1)権利擁護、虐待の防止 ②防災及び災害時における支援体制の確立 ③防犯対策等の推進 安全・安心な生活環境の整備 ④ユニバーサルのまちづくりの推進 5多様なコミュニケーション手段による情報保障の推進

## 4 施策の展開

#### (1) 啓発・理解の促進

## ① 管 害 や 障 害 のある人についての啓発・理解促進

- ○障害や障害のある人に対する理解を深め、差別や偏見の解消を図るために「広報ふくちやま」や市ホームページ等、様々な手段を通じた啓発を推進します。
- ○障害者週間、人権週間の取組については、より多くの市民がノーマライゼーション(※)
  の理念に触れることができるよう、更なる内容の充実を図ります。
- ○障害の特性や必要な配慮に対する市民の意識向上や、加齢による難聴等の当事者が気づきにくい障害に対する理解を進めるため、関係機関と連携し相談会や講演会等の開催に努めます。
- ○様々な障害を知り、障害のある人にちょっとした手助けや配慮を行うことにより、障害 のある人が暮らしやすい共生社会を一緒につくっていく「あいサポート運動」を推進し、 運動の啓発と理解者を増やすための「あいサポーター研修」を実施します。
- ○市内の企業及び団体に対し「あいサポート運動」の啓発を行うとともに「あいサポーター が修」の受講の機会を提供し、障害の理解啓発に取り組む「あいサポート企業・団体」と 認定し、理解促進を図ります。
- ○「オレンジ運動」の啓発とともに、「高齢者」「障害のある人」「子ども」の分野を横断した 取組をすすめます。
- ○「オレンジ運動」を通して、市民が地域福祉や地域での支え合いについて理解を深める機会を充実するともに、広報ふくちやまで特集記事として取り上げるなど情報発信に努めます。
- 行政機関において「障害者差別解消法」及び「障害者雇用促進法」で規定された合理的 配慮の提供に努めます。
- ○令和 6 (2024)年 4 月から「障害者差別解消法」に基づき、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されることから、合理的配慮に関する啓発を一層推進します。
- ○外見からは分からなくても、援助や配慮が必要な方が、周囲の方に援助や配慮をお知らせすることで、援助が得やすくなるよう、「ヘルプマーク」の啓発・普及に努めます。

## ②手話言語及び障害のある人の多様なコミュニケーション手段の啓発・理解促進

- ○市ホームページやリーフレット等を活用し手話が言語であることの理解を促進します。
- ○手話言語への理解のため、奉仕員養成講座等を開催し手話を学ぶ機会を提供します。 ○手話言語への理解のため、本仕員養成講座等を開催し手話を学ぶ機会を提供します。

- ○多様なコミュニケーション支援の実施について周知を図り、障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段について啓発します。
- ○市役所など公的な機関の窓口等で「茸マーク」(※)の掲示を 行 い筆談による案内を 実施します。

#### ③福祉教育の推進

- たよう しまんほうほう まな きかい じゅうじつ 多様なコミュニケーション手段や支援方法について学ぶ機会を充実します。
- ○公民館・地区福祉推進協議会等の地域活動や職場において、市民が障害についての ただしい理解と認識を深め、障害のある人と共に生きる社会を自指す学習活動の推進 に努めます。世代や分野を超えて福祉を学び合う場づくりや多様な主体が協働で推進す る福祉学習の企画にも取り組みます。
- しょうがいしゃせいねんがっきゅう しかくしょうがいしゃせいじんこうざ ちょうかくしょうがいしゃせいじんこうざとう しょうがい 〇 障害者青年学級、視覚障害者成人講座、聴覚障害者成人講座等、障害のある ひとじしんおよ しょうがいしゃかんけいたんたい さんか 人自身及び障害者関係団体の参加による学習機会の充実を図ります。今後も、しょうがい ひと じりっおよ しゃかいさんか ば ほしょう じぎょう じゅうじっ けいはつ で 害のある人の自立及び社会参加の場を保障するために事業を充実させ、啓発においては市のホームページも活用し、各講座の開催について広く広報していきます。
- ○障害と障害のある人についての理解を深めるために、当事者等を講師として登録し、 がっこう きぎょうとういらいさき はけん 学校や企業等依頼先へ派遣する「障害についての理解啓発人材バンク」事業を推進します。
- したかいふくしきょうぎかい ○社会福祉協議会において、市内の中学生及び高校生を対象に福祉施設で高齢者や しょうがい 障害のある人とのふれあい体験の実施や学校への出前講座など社会福祉について理解 を深める機会を設けます。

#### (4) 交流活動の促進

- 障 害 のある人もない人もスポーツを通じた 交 流 ができるよう、スポーツレクリエーション たいかい かいさい 大会を開催します。
- ○ふれあい福祉フェスタを開催し、障害の有無に関わらず、交流し、理解し合える場や機会を 提供します。
- ○ふれあい大運動会を実施し、スポーツを通して障害の有無や種別に関わらない交流 の場を提供します。

#### (2) 地域での自立生活の支援

#### ①障害者支援体制の充実

- そうだんしえんじぎょうしょ れんけい ふくし りょうえんじょ にちじょうせいかつぜんぱん そうだん せんもん 日 談支援事業所と連携し、福祉サービスの利用援助や日常生活全般の相談、専門 きかん しょうかいとう そうごうてき そうだんしえん じっし 機関の紹介等の総合的な相談支援を実施します。
- ○障害のある人やその家族が必要な情報を取得し、適切な機関等にスムーズにつながるよう市役所の相談窓口の機能を強化します。
- きかんそうだんしえん しない そうだんしえんじぎょうしょ たいしょう れんらくかい 基幹相談支援センターが中心となり、市内の相談支援事業所を対象とした連絡会を 定期的に開催し、連携の強化を図ります。
- ○障害のある人の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据え、障害のある人の地域生活支援を推進するため、地域生活支援拠点の充実を図ります。

#### ちいきせいかつしぇんきょてん 【地域生活支援拠点】



- しまいませいかつ けいぞく しゅうさん いりょうとう かんけいきかん いりょうとう かんけいきかん 地域生活が継続できるように地域住民、不動産事業者、福祉や医療等の関係機関の れんけいきょうか はか 連携強化を図ります。
- がいしゅう こんなん しょうがい から たい こんなん しょうがい からょうがい 出 することが困難な障害のある人に対して、自宅や身近な場所で相談できるよう、 いまうもとう の方法とともに、WEB相談システムの活用を進めます。
- きょたく たんしんとう せいかっ しょうがい ひと たい じょうじ れんらくたいせい かくほ 〇居宅において単身等で生活する障害のある人に対して、常時の連絡体制を確保し、 しょうがい とくせい きいん しょう きんきゅう じたいとう きんきゅうほうきん きんきゅうたいおうとう かくしゅ 障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問や緊急対応等の各種

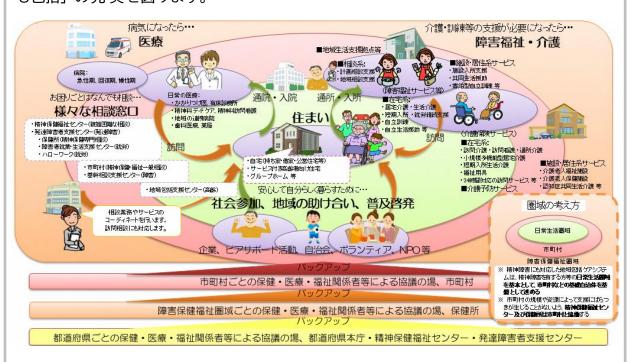
しえん おこな ちいきていちゃくしえんじぎょう すいしん 支援を 行 う地域 定 着 支援事業を推進します。

- でうだんしえんじぎょうしょ ちゅうしん ちいきほうかつしえん しまいき 選手 がんけいきかん かくそうだんいん 相談支援事業所を中心に、地域包括支援センター(※)、その他関係機関、各相談員等の連携を強化し、重層的相談支援体制の整備に取り組みます。
- ○保健所、児童相談所、障害児相談支援事業所、障害児通所支援事業所、医療機関等の連携により、子どもの発達に応じた適切な相談や療育を受けられる体制づくりに努めます。
- 就 労 などに関する施設・機関や 教 育 機関等との連携を強化し、進路相談等の 充 実 を 図ります。

#### 【精神障害のある人にも対応した地域包括ケアシステム(にも包括)】

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加(就労など)、地域の助け合い、普及啓発が包括的に確保されたシステムのことです。

個別ケースの支援を通じて関係機関の連携を強化し、既存の資源、仕組みをしながら「にも対抗」の充実を図ります。



- でいしんほけんぶくし かん ちしき ふきゅう けんこう たいさく じさったいさくとう すいしん 精神保健福祉に関する知識の普及、こころの健康づくり対策、自殺対策等を推進する ため、医療、福祉、教育、その他の関係機関と連携します。

- しゃかいてきにゅういん かいしょう む かんけいきかん れんけい ひつよう しえん おこな ○社会的入院の解消に向けて、関係機関と連携して必要な支援を行います。
- ○中丹圏域障害者自立支援協議会と連携し、保健、医療、福祉関係者が精神障害の ある人の地域移行の現状と課題を共有し、支援方策や役割等の検討を行い、精神保健福祉に関する支援体制の充実を図ります。
- \*\*\*うとふちゅうたんにしほけんじょなんびょうたいさくちいききょうぎかい れんけい なんびょうかんじゃ しえんたいせい きょうか 京都府中丹西保健所難病対策地域協議会と連携し、難病患者の支援体制の強化に努めます。
- なんびょうかんじゃ びょうじょう おう てきせつ しえん かくかんけいきかん れんけい しえんたいせい の難病患者の病状に応じた適切な支援のため、各関係機関と連携し、支援体制の きょうか つと 強化に努めます。

#### ②障害福祉サービス等の充実

- ○障害のある人が身近な地域において障害福祉サービスを受けることができ、生涯を通じて安心して暮らすことができるように、障害福祉サービスや地域生活支援事業等、 障害のある人の地域生活を支援するためのサービス等の充実を図ります。
- しせつ じぎょうしょとう ○施設や事業所等のネットワークを構築し、情報を共有すること等によるサービスの 「向上を図ります。
- ○サービス提供事業 者の資質の向上を図るため、各種研修会等の情報を提供し、 せっきょくてき さんか よ 積極的な参加を呼びかけます。
- ○利用者が質の高い障害福祉サービスを安心して選択できるよう、「京都介護・福祉サービスを安心して選択できるよう、「京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構」(※)によるサービス提供事業所の第三者評価の実施を 促します。
- ○高次脳機能障害(※)のある人の地域生活を支えるために、京都府北部リハビリテーション支援センター、中 丹西地域リハビリテーション支援センター、相談支援事業所等と 連携して情報提供等を行い、適切な福祉サービスが受けられるよう支援します。
- ○発達障害(※)のある人の地域生活を支えるために、中丹圏域発達障害者支援センター、相談支援事業所等と連携して情報提供等を行い、適切な福祉サービスが受けられるよう支援します。
- ○公共交通機関及び福祉有償運送(※)実施団体とともに、障害のある人が利用しやすい移動手段の確保に努めます。
- しょうがいふくし ○障害福祉サービスの行動援護、同行援護や地域生活支援事業の移動支援事業により、 がいしゅつ じ いどう しえん 外出時の移動を支援します。
- ○身体障害のある人の社会参加を推進するため自動車運転免許取得費及び自動車の

かいぞうひいちぶいじょせい
改告書の一部を助成します。

- ○ういん じんこうとうせき う ひと ざいたく じゅうど しょうがい ひと りょうけん ○通院により人工透析を受ける人や在宅の重度の障害のある人にタクシー等の利用券 を交付し、交通費の一部を助成します。
- しょうがい ひと かいじょしゃ ふたん けいげん きゅうそく ○ 障害のある人の介助者の負担を軽減し、休息やリフレッシュができるよう、短期 にゅうしょ にっちゅういちじしえんじぎょう じゅうじつ はか 入所や日中一時支援事業の充実を図ります。

#### ふくしじんざい かくほ ていちゃく じんざいいくせいしぇん ③福祉人材の確保・定着、人材育成支援

- ○点訳奉仕員(※)・朗読ボランティア(※)・手話奉仕員(※)養成講座、要約筆記講座の 実施を継続します。
- ○人材確保のための制度について周知を行い、人材確保の支援を行います。
- ○障害福祉分野に関わる人材確保を図るため、京都府や一般社団法人福知山民間社会 ※ 「はしまったいらくきょうぎかい」 たいがく 福祉施設連絡協議会と連携し、介護の日イベント、福祉職場就職フェア、学校・大学 ・ お問による求人情報の発信等において、障害福祉の仕事の魅力等について啓発します。
- いっぱんしゃだんほうじんふくちゃまみんかんしゃかいふくしれんらくきょうぎかい れんけい しょうちゅうがくせい ふくし しごと 一般社団法人福知山民間社会福祉連絡協議会と連携し、小 中 学生への福祉の仕事の魅力PR についての取組も検討します。
- ○障害福祉分野に関わる人材の職場定着を図るため、福祉・介護職員の安定的な しょぐうかぜん 処遇改善などを目的に創設された「福祉・介護職員特別処遇改善加算」、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」について、障害福祉サービス等事業所に対して周知 啓発を図ります。
- きかんそうだんしえん ○基幹相談支援センターにより市内の相談支援事業所に対する指導、助言を行い、相談 しえん たずき 支援に携わる人材の育成を図ります。
- きかんそうだんしえん ○基幹相談支援センターが中心となり、研修や事例検討会を開催し、相談支援に携わる人材の育成を図ります。
- ○社会福祉協議会のボランティアセンターにおいて、ニーズに沿ったボランティアの養成 しえん はけんちょうせい だんたい かつどうしえん 支援、派遣調整、団体の活動支援、ボランティア活動の周知啓発等を行います。ま た、支え合う仕組みづくりの中でのボランティア活動の推進や自分の得意なことや好きな

ことで活躍できる場づくりに取り組みます。

#### (4) 当事者や家族の交流活動の促進

- しょうがい ○地域活動支援センター(※)の啓発を 行 うとともに、地域で生活している 障 害 のある ひと おな しょうがい ひと つど いばしょ ていきょう きかい じゅうじつ はか 人が、同じ 障 害 のある人と集える居場所の 提 供 や機会の 充 実 を図ります。
- ○障害のある子ども等の保護者同士の情報交換や育児ストレス軽減のための交流の場、 機会を充実します。また、きょうだいへの支援も検討します。
- ○障害のある人同士の交流と社会参加のため、障害者団体の活動を支援します。
- ○ふれあい大運動会を実施し、スポーツを通して障害の有無や種別に関わらない交流の場を提供します。

### ⑤就労支援(障害者雇用1000人のまちプロジェクト)

- ○障害のある人の就労支援に関する相談窓口の啓発と相談体制の充実を図ります。
- 就 職 を 考 えている 障 害 のある人に向けた訓練 (公 共 職 業 訓練、委託訓練、 しょくばてきおうくんれん きぎょうたいけん きぎょうじっしゅうとう でいはつ りょうそくしん はか リます。 職場 適 応訓練、企業体験、企業 実 習 等)の啓発と利用促進を図ります。
- ○ハローワーク、北京都ジョブパーク、京都府立福知山高等技術専門校、相談支援事業所、 しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん 障害者 就 業・生活支援センター、就 労支援事業所、教 育機関、医療機関等と連携 し、就 労・雇用についての情報提供に努めるとともに、障害のある人、一人ひとり の特性に応じたきめ細かな相談等を行い、障害のある人の就 労支援と雇用の促進 を図ります。
- 高知山市地域自立支援協議会就労部会を通じて、就労・相談支援機関の連携の強化 ・ 本語に対しまいきじりつしえんきょうぎかいしゅうろうぶかい。つう ・ 福知山市地域自立支援協議会就労部会を通じて、就労・相談支援機関の連携の強化 ・ や課題解決に取り組みます。
- ○法定雇用率 (令和 6 (2024)年4月から民間企業2.5%、地方自治体2.8%)の達成に向け、 セミナー等の実施や相談機関等との連携と情報共有を行います。
- ○障害のある人の 求 職 と 求 人 の実態把握に 努 めます。また、 求 職 者 の障害 特性の詳 細 な把握により、本人の希望と能力に合わせた障害 者 専用 求 人 の開拓 を 行うとともに、企業の受け入れ体制を整えるために、状 況 に応じて必要なサポートを 行います。
- ○京都ジョブパークやハローワーク等と連携し、障害のある人へ就労に関するセミナーを開催します。
- ○事業所等の障害のある人への理解、雇用促進のための諸制度の周知、職場環境の

かいぜん とりくみ こよう そくしん っとめ 改善の取組など雇用の促進に努めます。

- ○障害のある人の特性に応じて各種支援制度を組み合わせ、障害のある人と事業所の ### 相互理解を深めます。
- ○障害者専用求人を提出された事業所へトライアル雇用(※)の制度の説明・案内により利用勧奨とともに、必要性が認められる求職者へ制度の利用を促進します。
- ○「福知山市障害者活躍推進計画」に基づき、福知山市役所における障害のある人の □ 「福知山市障害者活躍推進計画」に基づき、福知山市役所における障害のある人の □ 「本がしん」 つと 雇用の推進に努めるとともに、環境整備、定着支援を実施します。
- 就 労 継 続 支援事 業 等 の 施設 の 整備 に 対 する 支援 を 行 い 、 福祉的 就 労 の 場 の 拡 大 を 図 ります。
- ○「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」 (障害者優先調達推進法)に基づき、福知山市における施設からの物品購入及び 施設への業務委託の拡大を行います。
- ○福知山市役所 2 階の談話室や市民交流プラザふくちやま 1 階のほっとはあとスペースについては、市内の障害福祉サービス事業者による運営とし、障害のある人の就労の場の提供を行います。
- 就 労 継続支援事業所等における福祉的 就 労 についても、適 切な工賃が確保できるよう支援します。

#### (3)障害のあるこどもの支援の充実

## ①就学前療育・保育の充実

- □ はっとうじき いっかん けんしん じっし はったつじょう しえん ひつよう こ そうきはっけん そうき ○乳幼児期に一貫した健診を実施し、発達上の支援を必要とする子どもの早期発見、早期 たいおう おこな 対応を行います。
- ○支援を必要とするすべての子どもが早期に発達支援につながるよう、事後支援の場の

じゅうじつ そうきたいおう と く 充 実により早期対応に取り組みます。

- ことの せいさくしつ ちゅうたんにしほけんじょ しょうがいじつうしょしえんじぎょうしょとう せんもんきかん れんけい 子ども 政策室、中丹西保健所、障害児通所支援事業所等の専門機関の連携による りょういくたいせい きょうか はか ひとり たょうがい おう そうき りょういく すいしん 療育体制の強化を図り、一人ひとりの障害に応じた早期からの療育を推進します。
- ○「のびのび福知っ子就学前発達支援事業」を実施し、発達障害など支援の必要な子ど もの早期発見・支援や円滑な就学支援を推進します。
- ○乳幼児健診及び4歳児クラス健診の結果を踏まえた、就学前の発達課題への個々に合ったがお、早期連携の充実・強化を図ります。
- ○保育所、幼稚園、認定こども園においては、集団の中で、障害のある子もない子も関わり合い、認め合う保育の更なる拡充に向け、保育士確保の支援や補助制度の充実、保育士の質の向上を図ります。

## ②学齢期の障害のある子どもへの支援の充実

- しょうがっこう ちゅうがっこう じどう せいと ○小学校・中学校の児童・生徒で、SSTが必要と認められた場合は、個別に支援を行います。
- ○思春期スクリーニング (※) を実施し、思春期に顕在化する発達障害のある子どもの支援や二次障害の防止に努めます。また、思春期スクリーニングの事後支援として、SSTを実施します。
- ○特別支援学級において、個々の教育ニーズに応じた教育活動を行います。また、スクールサポーター(※)を配置し、支援が必要な児童・生徒のサポートに努めます。
- ○障害者手帳の有無に関わらず学校に行きにくい子どもについても学習の機会を でいきょう 提供するため、教育と福祉が連携し、子どもが主役の多様な学びを推進します。
- ●まうとふちゅうたんにしほけんじょ きょうとふきょういくいいんかい れんけい とくべつしえんきょういく かか きょうしょくいん 京都府中丹西保健所や京都府教育委員会と連携し、特別支援教育に係る教職員 けんしゅう おこな しどうりょく こうじょう はか への研修を行い、指導力の向上を図ります。
- ○保護者の教育上の悩みや不安を解消し、障害のある子ども一人ひとりに最も適切な教育の場が提供できるよう、学校・家庭・関係機関が連携し教育相談体制の充実を図ります。
- ○放課後等デイサービス事業所で提供されるサービスの質の向上を図るため、事業者 等を対象とした研修会等を実施します。

#### ③年齢によらない子どもへの支援の充実

- しょうがいじそうだんしえんじぎょうしょ さくせい しょうがいじしえんりょうけいかく かだい しえんほうしん 障害児相談支援事業所が作成する障害児支援利用計画(※)により、課題や支援方針を整理し、適切なサービスの利用を支援します。
- ○日中一時支援事業等、障害のある子どもを安心して預けられる体制を整備することにより、子どもの放課後活動及び家族を支援します。
- ○発達に課題のある子どもについて、発達支援に関する専門スタッフが保育所等を訪問し、 しゅうだんせいかってきおう 集団生活に適応するための専門的な支援や支援方法等の指導等を行う保育所等 訪問支援を充実します。
- はったつだんかい げんごしゅうとく がくしゅうきかい かくほ しんたいしょうがいしゃてちょうこうふたいしょうがい 発達段階での言語習得や学習機会を確保するため、身体障害者手帳交付対象外の難聴児に対して補聴器購入等の費用を助成します。
- ○医療的ケアが必要な子どもや家族の負担軽減のための支援のあり方を検討し、体制整備 に努めます。
- ○医療的ケアが必要な子どもに対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の 支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員の配置を おこないます。
- ○重度の障害のある子どもや医療的ケアが必要な子どもを受け入れる障害児通所支援 事業所等の確保に努めます。
- きょうとしききょうどこうどうしょうがい ○京都式強度行動障害モデル事業など活用し、行動障害のある子どもの特性に合わ こべつしえん せた個別支援のあり方について検討します。

## (4) 文化・芸術やスポーツ活動等の推進

## ①文化・芸術活動への支援

- ○「障害者文化芸術推進法」の成立を踏まえ、様々な障害の特性に応じて、障害 のある人が文化芸術を鑑賞、発表をする機会の充実に努めます。
- ○「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(読書バリアフリー法)の 成立を踏まえ、障害の特性に応じた読書環境の整備に努めます。
- きょうかくしょうがいしゃとう ぶんかげいじゅつ かんしょう きかい じゅうじつ ぶんかしせっとう 聴覚障害者等の文化芸術を鑑賞する機会を充実するため、文化施設等へのヒアリングループ(※)等の設備の活用について啓発します。

#### ②スポーツ活動への支援

○障害のある人同士の交流や体力増進を図るために、障害者スポーツの講習会等

を開催するなど、障害のある人のスポーツ活動の普及に努めます。

○各種障害者スポーツ大会への参加を促進し障害のある人のスポーツ活動を支援します。

## (5) 保健・医療の推進

## ①健康づくり、疾病予防の推進

- ○市の健康診断では、集団健診又は個別健診により受けやすい体制づくりとともに、市 の成人保健事業に関する情報をわかりやすく提供します。
- \*せつせい とう かんせんよぼうおよ かんせんしょう けんこうじょうたい あっか ぼうし 季節性インフルエンザ等の感染予防及び感染症による健康状態の悪化を防止するた じゅうど しょうがい ひと よぼうせっしゅひょう ほじょめ、重度の障害のある人の予防接種費用を補助します。

## ②障害者医療の充実

- ○障害のある人の健康保持及び障害の軽減、機能回復のために、必要な医療費の補助 とうしまうがい けいげん きのうかいふく で 害のある人の健康保持及び障害の軽減、機能回復のために、必要な医療費の補助 とうしまん おこな 等の支援を行います。
- しょうがい ひと しかこうくうほけん すいしん きょうとしか 
  一覧 害 のある人の歯科口腔保健の推進のため、京都歯科サービスセンター北部診療所 
  の運営を支援します。
- じんこうこきゅうき しょうとう いりょうてき ひつよう しょうがい ひと う い 人工呼吸器の使用等、医療的ケアが必要な障害のある人を受け入れることができるいりょうきかんとう かくほ つと 医療機関等の確保に努めます。
- こうじのうきのうしょうがいとう ひと たい りがくりょうほうし さぎょうりょうほうしとう そうだん 一高次脳機能障害等のある人に対し、理学療法士、作業療法士等による相談やリハビ よう にちじょうせいかつ みぢか ばしょ てきせつ リ等、日常生活に身近な場所での適切なサービス提供を図ります。

#### (6) 安全・安心な生活環境の整備

## ①権利擁護、虐待の防止

- ○成年後見制度や福知山市成年後見センターの周知と利用促進を図るとともに、申立て ○成年後見制度で福知山市成年後見センターの周知と利用促進を図るとともに、申立て をうだんしえん おこな に係る相談支援を行います。また、必要に応じて市長申立てや、申立てに要する費用 の助成を行います。

- ○サービスの自己評価及び第三者による評価を推進するとともに、苦情に対しては適切に対応します。
- ○障害のある人への虐待防止のため、障害者虐待防止法における虐待の通報義務等について、市民への周知を図ります。

## ②防災及び災害時における支援体制の確立

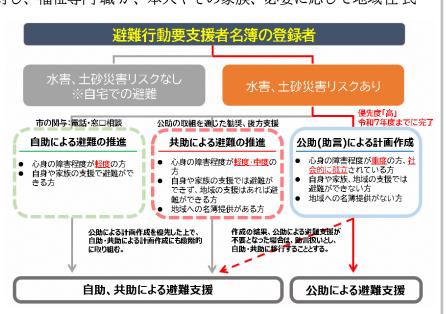
- ○「福知山市地域防災計画」に基づき、自治会等で自主防災組織(※)を拡充し、民生 じどういいん しょうぼうだんとう れんけい ちいきぼうさい 児童委員、消防団等と連携した地域防災ネットワークをより一層推進します。
- しまいきぼうさいくんれん ○地域防災訓練において要配慮者避難支援訓練を実施し、避難の際に必要な配慮につい で、要配慮者及び支援者の相互理解を深めます。
- ○避難行動要支援者名簿(※)に記載されている方のうち、同意が得られた方の名簿を地域へ提供します。地域で情報を共有することで、平常時の見守りや災害時の個別避難支援計画の策定などを推進します。
- ○災害時ケアプラン(※)に基づく福祉避難所(※)への直接避難を推進するとともに、 ひなんせいかつ 避難生活における要配慮者の介助等を行うための避難生活サポーターや開設・運営 を支援できる人材の確保・養成を行い、受け入れ体制を整備します。

#### (災害時ケアプラン(個別避難計画)

災害の際に自力での避難が困難な芳のうち、家族等の避難支援が得られない芳や家族だけでは避難が困難な芳に対し、福祉専門職が、本人やその家族、必要に応じて地域住食

を交えて避難のタイミングや移送手段、避難場所など、一連の活動を想定した具体的な避難計画を 作成しています。

安全・安心に生活できるよう、相談支援事業所と連携し、災害時ケアプランの取組の充実を図ります。



- でするとしまる。 でなんしえん でつよう さいがいじょうはいりょしゃ ひなんしえん ひまん がたけんとうがい きょうぎ ふ かたけんとうがい きょうぎ ふ がたけんとうがい きょうぎ ふ かたけんとうがい きょうぎ かまる といせいせいび つと
- ○民生児童委員等と連携し、障害のある人に対して地域の防災訓練への参加を促すと

ともにハザードマップの普及など、防災意識の高揚を図ります。

- すいがいじょうはいりょしゃりょうしせつ ひなんかくほけいかく もと ひなんくんれん すいしん ○災 害時要配慮者利用施設において、避難確保計画に基づいた避難訓練を推進します。
- ○障害の特性に応じた防災情報及び避難情報の提供方法についての啓発を行います。
- ○福知山市が発表する避難情報等については、福知山独自の防災アプリ「福知山防災」 (※)、FMラジオの貸与、聴覚障害のある人へのファクス送信などにより提供します。
- ○避難所には障害のある人が安心して思いを伝えられるようコミュニケーション支援ボードを設置し、障害の特性に応じたコミュニケーション手段として活用するとともに周知します。
- ○避難所については、障害のある人の一人ひとりの障害特性に応じた対応が図られるような体制整備とともに、対応の内容について周知を図ります。
- でなんじょ じょうほうていきょう しえん しょん じょうほうけいじょ おこな しょん じょうほうけいじょうほうけいじょうほうけい しゃん しょん じょうほうけい 単一 できる できる できる できる できる できる さまる 大変 による 支援 の意思表示をするビブス (※) や、筆談用具を避難所に設置し情報支援を行います。

#### ③防犯対策等の推進

- ゅくえふめい きんきゅうじ そうきはっけん あんぜんかくほ たいせい すいしん ひ行方不明など 緊 急 時の早期発見、安全確保のネットワーク体制づくりを推進します。
- しゃかいふくしきょうぎかい しょうがい ひと こうれいしゃ きぼう ひと はいぶ ○社会福祉協議会が障害のある人や高齢者で希望する人に配付している「安心生活 見守りキーホルダー」(事前に緊急連絡先等を登録しておくことで、緊急時に身元が 確認できる)の啓発に努めます。
- ○事故、急病、災害等の非常時に通報や 救 急 依頼等が円滑に 行 えるよう、FAX119 (※)・Net119 (※)、FAX110番 (※)、メール 110番 (※)・110番アプリシステム (※)の周知等、連絡方法等の周知に努めます。
- しょうがい ひと かざい きゅうきゅう きゅうじょとう きんきゅうじ ばんつうほう じんそく たいおう 管 害のある人からの火災、救 急、救 助 等の緊急時の 119番 通報に迅速に対応する しょうほうきんきゅうつうしんしれい けいはつ おこな とうろく うなが ため、消 防 緊 急 通信指令システムへの啓発を行い、登録を促します。
- しまんだんのうりょく ふじゅうぶん ひと ひがい みぜん ふせ あくしつしょうほう ○判断能力が不十分な人などの被害を未然に防ぐため、悪質商法などについてのわか りやすい情報提供に努めます。
- しょうひせいかっ ○消費生活センターの活用について周知を図るとともに、関係機関と連携した消費生活 の相談対応に努めます。
- ○警察や自治会その他の関係機関との連携のもと、防犯講習の受講等により地域ぐるみの防犯体制の整備を促進します。

## ④ユニバーサルのまちづくりの推進

- ○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)、「意ようとふふくしのまちづくり条例」によるまちづくりを実現するため、公共施設等のバリアフリー整備を進めるとともに、京都府と連携して事業主等への理解促進を図ります。「京都府福祉のまちづくり条例」等により、公共施設等のバリアフリー整備を進むるとり条例」等により、公共施設等のバリアフリー整備を推進します。
- ○都市公園及び道路等については、「福知山市における高齢者、障害者等の移動等の ※人かつか 円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例」や「福知山市におけ る高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造の基準を定める じょうれいしゃ。 しょうがいしゃとう いどうとう いどうとう いどうとう こうだっ きじゅん さだ る高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造の基準を定める じょうれいしゃ。 しょうがいしゃとう いどうとう いどうとう いどうとう こうだっ きじゅん さだ る高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造の基準を定める しょうれい でしょうがい など りょう かんきょうせいび ないしん 条例」に基づき、高齢者や障害のある人が利用しやすい環境整備を推進します。
- ○多くの人が利用する建築物や公園等の整備においては、多目的トイレ、休憩場所、電光 はいじばん おんせいあんないとう せっち 掲示板、音声案内等の設置を含めたユニバーサルデザイン(※)を推進、促進します。

## 5多様なコミュニケーション手段による情報保障の推進

- ○市のホームページによる情報提供においては、誰もが「使いやすく」「わかりやすい」 ホームページの作成・公開に努めます。
- ○障害のある人へ情報提供を行う際は、イラストや説明、ふりがななどを活用し、 かりやすい表現に努めます。また、視覚障害のある人向けに点訳化や音訳化など 障害特性に応じた情報提供に努めます。
- ○関係機関が連携し、情報の共有や相互活用を図りながら、障害特性に応じた情報 保障に努めます。
- い しそつうしえんじぎょうとう しゅわつうやくしゃ ようやくひっきしゃ ようせい おう はけん ○意思疎通支援事業等により手話通訳者(※)、要約筆記者を要請に応じ派遣します。
- ったてきしょうがい ○知的障害のある人等の意思疎通支援のあり方について検討します。
- ○市長選挙・市議会議員選挙等において、点訳化や音訳化による選挙情報の提供に努めます。
- でんやく そうどく しゅわほうしいんようせいこうざ ようやくひっきこうざ かいさい しゅうち ○点訳・朗読・手話奉仕員養成講座、要約筆記講座の開催を周知しながら、コミュニケー ション支援者を養成するとともに、学んだ内容を活かすことができる仕組みづくりを 行 います。

# だい しょう だい きしょうがいふくしけいかく だい きしょうがいじ ふくしけいかく 第4章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

- 1 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の成果目標
- (1) 相談支援体制の充実・強化等【継続・一部新規】

#### 【国の方針】

- ○令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の きょうかおよっかはいきかんとうの連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置可)するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- ○地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。(新規)

## 【福知山市の方針】

	内容	れいわるなど 令和6年度	<b>令和7年度</b>	れいわるなんど <b>令和8年度</b>				
きかんそうだんしぇん 基幹相談支援セン		<b>記</b> ************************************	せっち <b>設置</b>	せっち <b>記置</b>				
	地域の相談支援事業所に対する訪問等による等間的な は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	58件	60件	62倅				
まかんそうだんしえん 基幹相談支援セ ンターによる	地域の相談支援事業者の となざいとせいしまるけんすう 人材育成の支援件数	1件	1件	1件				
ちいき そうだんしえん 地域の相談支援 たいせい きょうか 体制の強化	地域の相談機関との連携 強化の取組の実施回数	12回	15回	20回				
体的シン宝石	画別事例の支援内容の検証 の実施回数	かい 1回	かい 1回	かい 1回				
	しゅにかそうだかし えんせんもかいか 主任相談支援専門員 の はいちょう 配置数	1人	1人	1人				
************************************	協議会における相談支援事業所の参画による事例	1 <u>0</u>	1 <u>0</u>	1 <u>0</u>				
検討を通じた地域のサービス	検討実施回数(頻度)及び参加事業者・機関数	5 か所	5 か所	5 か所				
基盤の開発・	きょうぎかい せんもんぶかい せっちょう 協議会の専門部会の設置数	7部会	7部会	7部会				
改善	及び実施回数(頻度)	がい <b>6回</b>	がい <b>6</b> 回	がい 6回				

そうだんしえんたいせい じゅうじつ きょうかとう 相談支援体制の充実・強化等については、基幹相談支援センターが中心となり、けんしゅう じれいけんとうかい かいさい そうだんしえん たずき しんざい いくせい はか のます。また、主任でもなり、特別ではなったが、 かくほ つと 相談支援に携わる人材の育成を図ります。また、主任をうだんしえんせんもんいん かくほ つと 相談支援専門員の確保に努めます。

## (2) 福祉施設の入所者の地域生活への移行【継続】

## 【国の方針】

- 令和 8 年度末の施設入 所 者 数 を 令和 4 年度末時点の施設入 所 者 数 から 5.0% 以上 はくげん 削減することを基本とする。

## 【福知山市の方針】

ごう もく 項 目	やいか ねんどまう 令和 4 年度末 実績値	やいか ねんどまう 令和8年度末 もくひょうち 目標値
しせつにゅうしょしゃすう 施設入所者数	103人 (A)	97人 (B)
しせつにゅうしょしゃさくげんすう 施設入所者削減数		6
(削減率)		(5.8%) $(A-B)$ / $(A)$
まいきせいかついこうしゃすう 地域生活移行者数		7人 (C)
(移行率)		(6.8%) (C) / (A)

や和8年度末で、令和4年度末時点の施設入所者数のうち7人以上が地域生活へ移行することを目標とします。また、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から6人以上削減することを目標とします。

## (3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【継続】

## 【国の方針】

#### ふくちゃまし ほうしん 【福知山市の方針】

内容	たれる年度	<b>令和7年度</b>	和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	12回	12回	12回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場へ の関係者の参加者数	11人	11人	11人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場に おける目標設定及び評価の実施回数	2回	2回	2回
#ハレダルようがい 精神障害のある人の地域移行支援	0人分	0人分	0人分
#ハレベルようがい 精神障害のある人の地域定着支援	0人分	0人分	0人分
精神障害のある人の共同生活援助	25人分	27人分	29人分
せいしんしょうがい ひと じりっせいかつえんじょ 精神障害のある人の自立生活援助	0人分	o人分	0人分
精神障害のある人の自立訓練(生活訓練)	にんぶん 1人分	にんぶん 1人分	にんぶん 1人分

地域における保健、医療、福祉関係者の協議の場を通じ、連携体制を強化し、精神障害者の地域生活への移行の支援を充実させます。

## (4) 地域生活支援の充実【継続・一部新規】

## (国の方針)

## (福知山市の方針)

内容	れいわ ねんど 令和6年度	れいわ 7 年度	九八九 和 和 A E E E E E E E E E E E E E E E E E
ちいきせいかつしえんきょてんとう しない せっち 地域生活支援拠点等を市内に設置	せっち 設置	せっち 設置	せっち <b>設置</b>
運用状況の検証・検討の回数	1 D	1 🗓	1 🗓
きょうどうじょうがい ゆう もの たい しぇん 強度行動障害を有する者に対する支援 ニーズの把握と支援体制の整備	*************************************	*************************************	有

まいきせいかつしえんきょてんとう きのう じゅうじつ 地域生活支援拠点等の機能の充実について、福知山市地域自立支援協議会で運用 じょうきょう けんしょうおよ けんとう ねん かいいじょうおこな 状況の検証及び検討を年1回以上行います。

きょうどこうどうしょうがい ゆう もの かん しちょうそんまた けんいき 強度行動障害を有する者に関して、市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、しえんたいせい せいび 支援体制の整備をすすめます。

## (5) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

## 【国の方針】

たいわ ねんどまつ とどうふけん しちょうそん しまっかいふくし しょうがいふくし で 書 福祉サービス等の質の向 上 で を図るための取組に係る体制を構築する。

## ふくちゃまし ほうしん 【福知山市の方針】

	内 容	れいわ ねんど 令和6年度	れいわ 7年度	れいわ ねんど 令和8年度	
しょうがい。 障害 かつよう 活用	福祉サービス等に係る各種研修の	有	*有	有	
きょうと 京都M が係るで にんずう 人数	ずが実施する障害福祉サービス等に が実施する障害福祉サービス等に が修その他の研修への市職員参加	4人	4人	4人	
	都道府県 に よ る 相談支援専門員 けんしゅう (初任者・現任・主任) しゅうりょうしゃすう 修了者数	1人 (1・0・0)	1人 (1・0・0)	1人 (1・0・0)	
計画的な人	都道府県によるサービス管理 豊保者・児童発達支援管理責任者 「協いなう」を表する。 一世ス管理 ・児童発達支援管理責任者 「協いなう」を表する。 一世ス管理 ・別童発達支援管理責任者	1 <mark>人</mark> (1・0・0)	1 \( \tilde{\ti}	1戊 (1・0・0)	
計画的な人材養成の推進	都道府県による相談支援戦削賞への 意思決定支援ガイドライン等を活用 した研修の修了者数	1人	1人	1人	
<b>進</b> 以	都道府県によるサービス管理 豊任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を かつようした研修の修了者数	1人	1人	1人	
よるを	かじりつしえなしんさしばらいとう 者自立支援審査支払等システムに 格をけっかのきょうゆう 香結果の共有	有	有	有	
よる <b>智</b> じぎょうし 事業児	者自立支援審査支払等システム等に 者自立支援審査支払等システム等に 衛査結果を分析してその結果を活用し、 赤や関係自治体と共有する体制の有無 に施回数	1回	1回	1 <sup>かい</sup>	

## (6) 福祉施設から一般就労への移行等【継続・一部新規】

## 【国の方針】

- ○福祉施設の利用者のうち、就 労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就 労移行支援、 しゅうろうけいぞくしえん おこな じぎょう れいわ ねんどちゅう れいわ ねんどじっせき 就 労 継続支援を 行 う事業をいう。)を通じて、令和8年度中に、令和3年度実績の1.28 低以上の一般 就 労への移行実績を達成することを基本とする。
- 就 労 継続支援A型及び 就 労 継続支援B型については、一般 就 労 が困難である人に 対 し、 就 労 や生産活動の機会の 提 供、 就 労 に向けた訓練等を実施するものであることから、その事業目的に照らし、それぞれ、令和8年度中に、令和3年度実績の 概 ね 1. 29 信以上、1. 28倍以上を目指すこととする。
- 就 労 移行支援事業所のうち、就 労 移行支援事業利用修 了 者 に占める一般 就 労 へいこうした たいこうした たいこうした ないじょう というの おりかい おりいじょう おりいじょう 移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。(新規)
- ○就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、 □ 成労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、 □ はゅうろうていちゃくりつ おりいじょう じぎょうしょ ぜんたい わり ぶいじょう まほん ままんとする。

#### ふく<sup>ちゃまし ほうしん</sup> 【福知山市の方針】

けいかくきかん かくれんど 計画期間の各年度における、 就 労 移行者数及び 就 労 定 着 支援事業 所 の利用者数を  $^{\circ i}$  次のとおりとします。

	ない よう 内 容	れいわ ねんどもくひょうち 令和8年度目標値
	れいわ ねんど いっぱんしゅうろういこうしゃすう 令和3年度の一般就労移行者数(C)	0人
± n	もくひょうち れいわ ねんど いっぱんしゅうろういこうしゃすう 【目標値】令和8年度の一般就労移行者数(D)	8人
就労移行支援	ぞうかわりあい 増加割合(D)/(C)	_
移 ů ; 行 <sup>5</sup>	れいわ ねんど しゅうろういこうし えんじぎょうしょすう 令和8年度の就労移行支援事業所数(E)	1 か觽
<b>支</b> 援 %	令和8年度の就勞移行支援事業利用修可者に占める一般 就勞入移行した智の割咎が5割以上の事業所数(F)	1 か所
	割合	100%
支点就質	れいわ ねんど いっぱんしゅうろういこうしゃすう 令和3年度の一般就労移行者数(G)	3 入
支援A型 Uzika がた がた がた がた	もくひょうち れいわ ねんど いっぱんしゅうろういこうしゃすう 【目標値】令和8年度の一般就労移行者数(H)	4人
型を続き	そうかねりあい <b>増加割合</b>	1. 3倍
支い就しゅう	や和3年度の一般就労移行者数(G)	مٰتاً 0
支援B型 Uza がた がた がた がた	もくひょうち れいわ ねんど いっぱんしゅうろういこうしゃすう 【目標値】令和8年度の一般就労移行者数(H)	2人
・	ぞうかわりあい 増加割合	_
	れいわ ねんど しゅうろうていちゃくし えんじぎょう りょうしゃすう 令和3年度の就労定着支援事業の利用者数(A)	0گ
<b>╁</b>	れいわ ねんど しゅうろうていちゃくじぎょう りょうしゃすう 令和8年度の就労定着事業の利用者数(B)	4人
労る	令和8年度【自標值】= (B)/(A)(倍)	_
就労定着支援	はなっるうさいちゃくしえんじぎょうしょすう れいわ ねんとまつげんざい 就労定着支援事業所数(令和3年度末現在)	1 か
	はいっろうさいちゃくしえんじぎょうしょすう れいわ ねんとまつげんざい 就労定着支援事業所数(令和8年度末現在)(C)	1 か祈
	れいわ ねんどまつ しゅうろうていちゃくりつ わりいじょう じぎょうしょすう 令和8年度末の就労定着率が7割以上の事業所数(D)	1 か祈
	や和8年度【目標値】= (D)/(C)(%)	100%

## (7) 障害のある子どもへの支援の提供体制の整備等【継続】

## 【国の方針】

- じょうはったつしえん ○児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、 れいわ ねんどまつ 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か しよいじょうせった 所以上設置することを基本とする。
- ○地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。
- れいわ ねんどまつ かくとどうふけん かくけんいきおよ かくしちょうそん 日本 かくとどうふけん かくけんいきおよ かくしちょうそん 日本 かくとどうふけん かくけんいきおよ かくしちょうそん 日本 かくしちょうそん 日本 かくしちょう でん できょうだい 「はった」 「はった」

## ふくちゃまし ほうしん 【福知山市の方針】

THE PART OF A COLUMN TO THE PART OF THE PA	
内容	や和8年度末まで
じどうはったつしえん 児童発達支援センターの設置数	1 か所 (平成25年度に設置)
児童発達支援センターによる保育所等訪問支援の実施	実施 実施 (平成25年度より開始)
また じゅうしょうしんしんしょうがいじ しえん じどうはったつしえんじぎょうしょ せいび 主に 重 症 心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備	圏域内に1か所設置
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの 整備	圏域内に1か所設置
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置 (令和2年度に設置)
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置 (平成30年度に配置)

児童発達支援センターについては、障害の重度化、重複化及び多様化に対応する 世代もんてきまのう。 きょうか はか かくかんけいきかん れんけい みつ 専門的機能の強化を図り、各関係機関と連携を密にし、地域における中核的な支援機関 として位置づけます。

保育所等訪問支援の充実により、障害のある子どもの集団生活への適応への支援を 受けられる施設を増やします。

# 2 障害福祉サービス等の量の見込みとその確保についての方策

## (1) 訪問系サービス

## ■事業量の見込み

サービス	単位		第 <b>6期実績</b> 和5年度は見		第7期見込		
		令和3年度	爷和4年度	令和5年度	令和6年度	爷和7群隻	和8葉
きょたくかいご 居宅介護	時間/月	1, 161	1, 153	1,166	1,169	1, 171	1, 174
店七川護	)	88	94	102	110	118	127
じゅうどほうもんかい ご 重度訪問介護	時間/月	65	55	128	180	252	354
里及訪问介護	)	2	2	3	4	5	6
とうこうえんご 同行援護	時間/月	134	365	328	513	803	1,256
<b>PI</b>   <b>PI</b>	<b></b>	15	16	18	20	22	24
こうどうえんご 行動援護	時間/育	258	303	400	498	620	772
行動援護 	<b></b>	16	29	35	52	77	113
じゅうどしょうがいしゃとうほうかつしょえん 重度障害者等包括支援	嵵僧/育	0	0	0	0	0	0
里及陴吉百寺己括文版	)	0	0	0	0	0	0

\*時間/育:育当たりのサービス提供時間(答辞後3質労) (答字後3質労)

## ■見込み量確保のための方策

支援者が不足していることから、利用者のニーズに適切に応じるため、関係機関と連携しながら人材の確保や育成を目的に京都府北部において研修会の開催などに努めるとともに、市内外の社会福祉法人等や介護保険の訪問介護事業所等に対し障害福祉サービス事業への参入を促すなど、サービスの安定的な提供体制の確保に努めます。

## (2) 日中活動系サービス

## ■事業量の見込み

サービス	<b>単位</b>	第6期実績 (登和5単後は覚送)			第7期 <b>見</b> 込			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
世がつかいご生活介護	梵管/育	4, 806	5,067	5, 247	5,482	5,728	5,986	
生活介護 	)	232	234	246	253	261	269	
じりつくんれん きのうくんれん 自立訓練 (機能訓練)	<b></b>	0	0	0	0	0	0	
目立訓練(機能訓練 <i>)</i> 	)	0	0	0	0	0	0	
じりっくんれん thiかつくんれん 自立訓練(生活訓練)	<b></b>	2	31	0	31	31	31	
目立訓練(生活訓練 <i>)</i> 	)	1	1	0	1	1	1	
しゅうろうせんたくしぇん 就労選択支援	<b></b>	_	1	_	34	51	68	
就	父/렭	_	_	_	2	3	4	
しゅうろういこうしえん 就労移行支援	<b></b>	68	61	69	70	70	71	
就	贷/렭	4	3	4	4	4	4	
しゅうろうけいぞくしぇん 就労継続支援(A型)	<b></b>	821	969	886	920	956	993	
	贷/렭	45	50	47	48	49	50	
しゅうろうけいぞくしぇん 就労継続支援(B型)	<b></b>	3, 555	3, 571	3, 893	4, 074	4, 263	4, 461	
	)	195	198	211	219	228	237	
りょうようかいご 療養介護	5人月	14	15	14	14	14	14	
たんきにゅうしょ	<b></b>	267	319	320	350	384	420	
たんきにゅうしょ 短期入所	\	23	41	49	72	104	152	
しゅうろうていちゃくし えん 就労定着支援	☆/育	0	0	1	2	3	4	

## ■見込み量確保のための方策

りょう マブラ みちか ちいき ひつよう 引き続き、身近な地域で必要なサービスを利用できるよう、サービス提供体制の充実 ここと に努めます。

就 労 支援については、福祉施設から一般 就 労 への移行が円滑に推進できるように、 しょうがいしゃしょくぎょう 障 害 者 職 業 センターや障害者 就 業・生活支援センター、相談支援事業所、地域 じりつしえんきょうぎかい れんけい 自立支援協議会と連携し、市内又は圏域でのサービス 供 給・相談支援体制のネットワークを強化し適切なサービスが提供できるよう努めます。

しょうがいしゃしゅうろう こんなん しょうがい ひととう たい しゅうろうきかい かくほ かんてん 一般 就 労 が困難 な 障 害 のある人等に対しては、 就 労 機会の確保の観点から、しょうがいしゃしゅうろうしせつ れんけい じゅちゅう かくほ こうちんひ あ と で 第 者 就 労 施設と連携し、受 注の確保や工賃引き上げに取り組みます。

短期入所については、緊急時に対応できるようサービスの情報提供を行うなど、 のかようじてきせつ 必要時に適切なサービスが利用できるよう支援します。また、短期入所の定員増に向けて の取組を推進します。さらに、在宅の医療的ケアが必要な人が利用できる短期入所の 実施について医療機関に働きかけます。

## (3) 居住系サービス

## ■事業量の見込み

サービス	単位	第6期実績 (冷和5單度は預送)			第7期見込			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	爷和7鞋	令和8年度	
じりっせいかつえんじょ 自立生活援助	父/育	0	0	0	1	1	1	
きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助	人/月	94	97	106	113	120	127	
しせっにゅうしょしぇん 施設入所支援	父/育	104	103	103	103	102	102	
ちいきせいかつしえんきょてんとう 地域生活支援拠点等	人/月	_	1	0	1	1	1	

## ■見込み量確保のための方策

たまったいうしょしまん なに ほうしん ちいきせいかつ いこう すいしん 施設 入 所 支援は、国の方針では地域生活への移行を推進していますが、障害の重度化 かぞく じょうきょう などにより、施設 入 所 が必要な人には、引き続き 入 所 できるように支援します。

## (4) 相談支援

## ■事業量の見込み

サービス	単位	第 <b>6期実績</b> (令和5榮後は寛送)			第7期見込			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
けいかくそうだんしぇん 計画相談支援	人/月	65	99	72	76	80	84	
ちいきいこうしえん 地域移行支援	父/렭	0	0	0	1	1	1	
ちいきていちゃくしえん 地域定着支援	5人7	0	0	0	1	1	1	

## ■見込み量確保のための方策

ではいがい しゃかいふくしほうじんとう かいごほけん きょたくかいごしえんじぎょうしょとう たい そうだんしえんじぎょう 市内外の社会福祉法人等や介護保険の居宅介護支援事業所等に対する相談支援事業 への参入や相談支援専門員の確保・育成を促し、実施事業所の充実に努めます。 また、利用者に対してサービス内容の周知と利用促進を図ります。

## (5)発達障害者支援

## ■事業量の見込み

サービス	第6期実績 単位 (令和5年後は寛成)		第7期見込				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数 (保護者) 笈び実施者数 (支援者)	c/, つき 人/月	0	0	0	1	1	1
ペアレントメンターの人数	)	3	3	3	4	4	4
ピアサポート活動への参加人数	)	4	4	4	5	5	5

## ■見込み量確保のための方策

はったつしょうがい 発達障害のある子どもの早期発見・早期支援のために、保護者等が子どもの発達障害 の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制の確保に努めます。

## 3 地域生活支援事業の量の見込みとその確保についての方策

ちいきせいかつしえんじぎょう ほうりつじょうじっし 地域生活支援事業には、法律上実施しなければならない事業(必須事業)と、市町村の はんだん りょうしょう じぎょう にんいじぎょう いっし しょう にんいじぎょう りょうしょ しょう にんいじぎょう りょうそん りょんじょう しょうしょ しょうしょう しょく はんだん りまたる事業 (任意事業) とがあります。

## (1) 必須事業

## ■事業量の見込み

サービス	単位		第6期実績 和5年度は見		7	第7期見込		
		令和3年度	和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	和8年度	
しょうがいしゃそうだんしえんじぎょう 障害者相談支援事業	*************************************	5	5	5	5	5	5	
きかんそうだんしぇ かん 基幹相談支援センター	設置	無	<b>**</b>	有	有	有	有	
まかんできたしきが 基幹相談支援センター等 きのできょうかじぎょう 機能強化事業	実施	無	<b></b>	有	有	有	有	
じゅうたくにゅうきょとうし えんじぎょう 住宅入居等支援事業	実施	有	有	有	有	有	有	
成年後見制度利用支援	件/军	1	2	2	3	4	6	
成年 後見 制度 法人 後見 しえんじぎょう 支援事業	実施	有	有	有	有	有	有	
いしまつうしえんじまる しゅわ 意思疎通支援事業 (手話 つうやくしゃ ようやくひっきしゃはけん 通訳者・要約筆記者派遣)	件/军	251	182	184	158	135	115	
いしそううしえんじぎょう しゅわつう 意思疎通支援事業 (手話通 やくしゃせっち 訳者設置)	웇/輦	1	0	0	1	1	1	
しゅわほうしいんようせいけんしゅうじぎょう 手話奉仕員養成研修事業	<b></b>	22	25	29	30	33	35	
いどうしえんじぎょう 移動支援事業	<b></b>	33	29	27	30	30	30	
まいきかつどうしぇん 地域活動支援センター	か觽	1	1	1	1	1	1	
地域活動又抜セノダー	爻/荤	30	32	18	21	24	27	

## ■見込み量確保のための方策

世いれたうけんせいどりようしえなじぎょう 成年後見制度利用支援事業については、成年後見センターと連携し必要な人に必要な 支援が届くよう努めます。

いしまつうしえんじぎょう しゅわつうやくしゃ ようやくひっきしゃはけん 意思疎通支援事業 (手話通訳者・要約筆記者派遣) については、手話や要約筆記を必要とする人に派遣できるよう支援者の確保に努めます。

いしそつうしえんじぎょう しゅわつうやくしゃせっち おいわ ねんどいこう ひとり せっち めざ 意思疎通支援事業 (手話通訳者設置)については、令和6年度以降は1人の設置を目指し

#### ます。

#### ■事業量の見込み

## にちじょうせいかつようぐとうきゅうふじぎょう 日常生活用具等給付事業

サービス	単位		第 <b>6期実績</b> 和5年度は覚		7	第7期見辺	<u> </u>
		令和3年度	爷和4年度	爷和5年度	令和6年度	爷和7年度	令和8年度
①介護・訓練支援用具	侔/肄	1	3	0	2	2	2
2自立生活支援用具	侔/櫱	9	6	2	6	6	6
③在宅療養等支援用具	侔/櫱	14	6	2	8	8	8
(4) 情報 ・ 意思疎通支援 ようぐ 用具	侔/肄	11	17	5	11	11	11
りしえんようぐ ⑤排泄管理支援用具	件/军	2, 093	2,096	2, 272	2,367	2, 466	2,570
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	祥/鞏	4	0	1	2	2	2

## ■見込み量確保のための方策

日常生活用具給付事業については、利用者のニーズを把握し、日常生活用具に関する じょうほうていきょう つと 情報提供に努めます。また、障害の状態に応じた適切な給付を行い、利用の促進 と図ります。

## (2) 任意事業

#### ■事業量の見込み

サービス	単位		第6期実績 和5年後は見		7	第7期見 <b>必</b>	, <u>\</u>
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
まうもんにゅうよく 訪問入浴サービス事業	<b></b>	12	9	8	10	10	10
にっちゅういち じしえんじぎょう 日中一時支援事業	父/犖	76	77	64	73	73	73

## ■見込み量確保のための方策

にっちゅういちじしえんじぎょう
日中一時支援事業については、支援者の確保や提供体制の充実等に努めます。

## 4 障害児支援サービス等の量の見込みとその確保についての

## まうさく

## ■事業量の見込み

サービス	*************************************	第6期実績 (令和5単後は覚送)			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
しています。 児童発達支援	<b>大管/</b> 育	417	418	427	432	437	442
児里発達文援 	父/렭	102	111	122	133	146	160
は、	饮管/貸	1,089	1, 195	1,159	1,196	1, 233	1,273
放課後等アイザービス	饮/育	102	109	138	161	187	217
保育所等訪問支援	<b></b>	9	13	16	21	28	38
保育川寺訪問文援 	党/렭	9	9	14	17	22	27
きょたくほうもんがたじどうはったつしえん 居宅訪問型児童発達支援	饮管/聋	0	0	0	0	0	0
店名訪問型児里発達文援 	父/렭	0	0	0	0	0	0
福祉塑 障害児 犬所 施設	<b></b>	0	0	0	0	0	0
医療塑障警児犬所施設	<b>人</b> /月	0	0	0	0	0	0
しょうがいじそうだんしえん 障害児相談支援	☆/育	19	19	20	21	21	22
特的科における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置父数	ic/.	3	5	5	6	6	6

\* (答案3 行券) \* (答案3 行券

## ■見込み量確保のための方策

はいくしょとうほうもんしえん じゅうじつ じどうはったつしえん 保育所等訪問支援の 充 実により、児童発達支援センター、保育所や幼稚園、学校などが れんけい かつどう すいしん 連携した活動を推進します。

はうかごとう 放課後等デイサービスについては、多くの事業所で人材不足が恒常的になっているこ しょうがいふくしじんざい かくほ ていちゃく つと とから、障害福祉人材の確保、定着に努めます。

# だい しょう けいかく すいしん ひょうか 第5章 計画の推進と評価

# 1 計画の推進体制

## (1) 庁内関係部門との連携

## (2)関係各機関との連携

計画の実施にあたっては、ハローワークや特別支援学校など、国や京都府の機関、また、 しょうがいしゃだんたい。しゃかいふくしきょうぎかい、いしかい。 障害のある人や障害者団体、社会福祉協議会、医師会、ボランティア団体、民生委員・ じょうかいない。 にどういいん 児童委員などと連携するとともに、施設の広域利用など、圏域内の近隣市町とも連携を図 りながら、円滑な事業の実施に努めます。

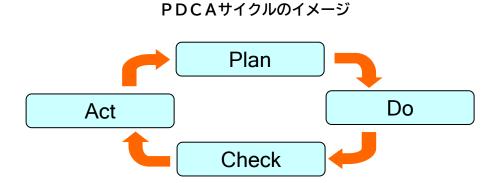
## (3) 福知山市地域自立支援協議会との連携

るくちゃましちいきじりっしえんきょうぎかい 福知山市地域自立支援協議会において、適切なサービスの提供、充実を図り、地域でのじりっした生活を促進するため、計画の目標達成に向けた課題や施策の検討を行います。 そのため、担当課は、協議会が検討を行ううえで、データの提供、調査など必要な支援を行い、協議・連携を図るものとします。

## 2 計画の進行管理と評価

計画の実効性を高め、効果的・効率的に事業を推進するには、計画を実行後にその成果 ひょうかし、次の改善へとつなげるため、「PDCAサイクル」に基づいた計画の進行管理を進 めていくことが必要です。

このため、本計画に基づく事業の実施状況や効果、課題などについて、毎年度、福知山市
いきじりつしえんきょうぎかい ほうこく しんこうかんり おこな しゅく かつどう はんえい
地域自立支援協議会に報告し、進行管理を行い、今後の施策・活動に反映していきます。



けいかく	(Plan)	もくひょう せってい もくひょうたっせい む かつどう りつあん 目標達成に向けた活動を立案する
じっこう <b>実行</b>	(D <sub>0</sub> )	計画に基づき、活動を実行する
ひょうか <b>評価</b>	(Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する
改善	(Act)	考察に基づき、計画の旨に続い活動などを見直しする

## 3 計画の情報発信

障害福祉サービスや各種障害のある人の支援制度、地域福祉活動など、さまざまなサービスや制度の周知とあわせ、本計画について市民の理解を深めるため、広報やパンフレット、ホームページなどの媒体や出前講座の開催などを通じて、積極的に情報発信・広報活動を活っていきます。

# し りょう

#### ますごかいせつ **1 用語解説**

シャップ	110番アプリシステム	***・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	FAX110番	まょうかく げんご しょうがい でと しけん じこ あ
	FAX119	************************************
	Net119	まょうかく げんご しょうがい でき けいたいでんり 聴 覚 や言語に 障 害 のある人が携帯電話からインターネットに接続して、消防へ火災や 救 急 の緊 急 可報ができる仕組み。
	SST (ソーシャルスキルトレーニング)	「社会生活技能訓練」、「生活技能訓練」などとも呼ばれるとは活技能訓練」、「生活技能訓練」などとも呼ばれる。対人関係を中心とする社会生活技能のほか、ふくやくじこかんり しょうじょう じこかんり にちじょうせいかつ 服薬自己管理、症、状自己管理などの日常生活をえんかったく
か ぎょ <sup>う</sup> 行	きかんそうだんしぇん 基幹相談支援センター	地域における相談支援の拠点として総合的な相談 業務や地域の相談支援体制強化の取組等を行う。  「福知山市障害者基幹相談支援センター」 という名称で令和5年4月に設置した。
	京都 お も い や り をなっしゃじょうりょうしょうせいど 駐 車 場 利用証制度	身体障害のある人などに車いすマーク駐車場の りょうしょう こうふ ゆうせんりょうしゃ 利用証を交付し、優先利用者をわかりやすく表示し、 (るま ロ ロ マーク 駐車場の 適正な利用を促進する 言言があり制度。
	きょうとかいご ふくし 京都介護・福祉サービス 京都介護・福祉サービス だいさんしゃひょうかとうしえんきこう 第三者評価等支援機構	介護・福祉サービスを提供する施設・事業所が、より が、はないまた。 食いサービス提供のため第三者評価等の支援を行う を放ける。
	こうじのうきのうしょうがい 高次脳機能障害	とうぶがいしょう のうけっかんしょうがいとう のう そんしょう 頭部外傷、脳血管障害等による脳の損傷の こういしょうがい ちゅういしょうがい がこうきのう後遺症として、記憶障害、注意障害、遂行機能

	T	
		しょうがい しゃかいてきこうどうしょうがい にんちしょうがい しょう 障 害、社会的行動障害などの認知障害が生じ、 にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ てきおう こんなん しょうがい 日常生活・社会生活への適応が困難となる障害のこと。
	ごうりてきはいりょ 合理的配慮	個別の状況に応じて講じられるべき措置であり、例えば、乗り物への乗車に当たっての手助けや、筆談・読上げ等の障害特性に応じたコミュニケーション対応、段差の解消のための渡し板の提供等が考えられる。
さ 行	災害時ケアプラン こべつひなんけいかく (個別避難計画)	市区町村が策定の主体となり、福祉専門職、民生 じどういいなどう にちじょう しえんしゃおよ ちいきじゅうみん れんけい 児童委員等の日常の支援者及び地域住民と連携し、 しんしん しょうきょう やせいかつじったいとう 心身の状況や生活実態等に合わせた避難方法を しぜん き 事前に決めておく計画のこと。
	じしゅぼうさいそしき 自主防災組織	サルマン はいまじゅうみん れんけい じしゅてき ぼうさいかつどう おこな そしき 地域住民が連携し自主的に防災活動を行う組織のことをいう。日ごろから地域での防災訓練を実施し、 さいがい と
	思春期スクリーニング	ししゅんた ちゅうしん けんざいか る発達 障害 や子どもの困 思春期を中心に顕在化する発達 障害 や子どもの困り感を発見し、適切な支援につなげることで、不登校やひきこもり等の二次障害の予防を図る取組。
	しゃかいてきしょうへき 社会的障壁	しょうがい ひと しゃかいせいかつ いとな うえ さまた 障害のある人が社会生活を営む上で妨げとなる いっさい 事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
	しょうがいじしえんりょうけいかく 障害児支援利用計画	しょうがいじつうしょしぇ々、りょう 障害児通所支援を利用する際に、解決すべき課題や しぇんほうしん、りょう 支援方針、利用するサービスなどが記載された計画書。
	しゅ <u>わげんご</u> 手話言語	しゅわ 手話が言語であること。
	しゅわつうゃくしゃ 手話通訳者	しんたいしょうがいしゃふくし がいよう しゅわつうやく やくわり せきむとう 身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話ひょうげんぎじゅつおよう きほんぎじゅつ しゅうとく ひと とどうふけんどう 表現技術及び基本技術を習得した人。都道府県等がじったする養成講習を修了し、登録試験に合格しとうる。
	しゅわほうしいん 手話奉仕員	ちょうかくしょうがい ひっとう こうりゅうとう でっよう 聴 覚 管 害 のある人との 交 流 等 において必要な にちじょうかいわていど しゅわひょうげんぎじゅつ しゅうとく ひと 日 常会話程度の手話表 現技術を習得した人。
	スクールサポーター	しょうがい 障害のある子どものために、学校等に配置され学習 しぇん 支援などを行う。

	T	
	そうだんしえんじぎょうしょ 相談支援事業所	できずい できずい できない かん こまざま もんだい できない できない できない できずい できずい できずい できずい できずい できずい できがい から の 相談 に 応 じ 、 必要 な 情 報 の ていきょう しょうがい できょう 提供 、 障 害 福祉サービスの利用支援等を 行 う。
た ぎょう 行	ちいきがたほいくじぎょう 地域型保育事業	保育所(原則20人以上)より少人数の単位で、0~ 2歳の子どもを保育する事業のこと。
	ちいきかつどうしぇ ん 地域活動支援センター	しょうがい でと そうさくできかつどうまた せいさんかつどう きかい 障害のある人に、創作的活動又は生産活動の機会 でいきょう しゃかい こうりゅう のそくしんとう おこな にっちゅうかつどう の提供、社会との交流の促進等を行う日中活動 の場。
	地域包括ケアシステム	使み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるケアシステムのこと。
	ちいきほうかつしぇん 地域包括支援センター	こうれいしゃ かいご せいかつ かん そうだん おう 高齢者の介護や生活に関する相談に応じ、サービス の紹介や調整、権利擁護に関する支援(虐待の防止・そうきはつけん こうれいしゃしえん 早期発見)、高齢者支援ネットワークづくり、介護予防マネジメント等を行う。
	てんやくほうしいん 点訳奉仕員	てんじ しゅうとく てんやく ひつよう ぎじゅつとう しゅうとく ひと 点字を 習 得し、点訳に必要な技術等を 習 得した人
	トライアル雇用	ハローワーク等の紹介により、障害のある人をいっていまかんしこうこよう しまかんしゅうりょうご さいよう 一定期間試行雇用し、期間終了後に採用するかどうかを決める制度。事業主に対しては助成金が支給される。
なぎ行	認定こども園	が推園、保育所等のうち、保護者が働いている、いないに関わらず、就学前の子どもに幼児教育・たいできょうの子育で家庭を対する機能と全ての子育で家庭を対象に、地域における子育で支援を行う機能を持つ施設のことをいいます。 ・1号認定:教育を準度では、地域における子育で支援を行う機能を持つ施設のことをいいます。 ・1号認定:教育などのようじゅんじかんに必定をいう。子どもが満る場合。・2号認定:満る歳以上で、幼稚園や認定という。子どもが満る場合。・2号認定:満る歳以上の必要な事由」に数当し、保育がある場合。・3号認定とお園で保育を希望する場合。・3号認定:満る歳未満の保育認定をいう。子どもが満る号認定とお園で保育を希望する場合。・3号認定:満る歳未満の保育認定をいう。子どもが満まれている。
		る はいみまん はいく ひつよう じゅう がいとう ほいくしょ 3 歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所や にんてい えん しょうきぼいくしょとう ほいく きぼう ばあい 認定こども園、小規模保育所等で保育を希望する場合。

	ノーマライゼーション	ゆき 書のある人もない人も共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方に基づき、そのような社会の実現に向けて条件を整える取組のこと。
	の び の び 福知 っ 子 しゅうがくまえはったつしえんじぎょう 就 学 前 発達支援事業	こともが自己肯定感をもって学校生活を送るために、 対象がく 就学までの時期にもてる力を伸ばすことを支援するため、①4歳児クラス健診、②就学前スクリーニング、③ しゅうがくまえ め、①4歳児クラス健診、②就学前スクリーニング、③ しゅうがくまえ はったつしょうがいから 就学前サポート、④発達障害に関する講演会・ けんした はったつしょうがいたがらない。 はったつしょうがいたがらない。 就学前のようがいたが、ない。 はったっしょうがいたが、ない。 はったっしょうがいたが、ない。 はったっしょうがいたが、ない。 はったっしょうがいたが、ない。 はったっしょうがいたが、ない。 はったっしょうがいたが、ない。 はったっしょうがいたが、ない。 はったっしょうがいたが、ない。 はったっしょうがいたが、ない。 はったっしょうがいたが、ない。 はったっしょうがいたが、ない。 はったっしょうがいたが、ない。 はったっしょうがいたが、ない。 はったっしょうがいたが、ない。 はったっしょうが、ない。 はったっしょうが、ない。 はったっしょうが、ない。 はったっしょうが、ない。 はったっしょうが、ない。 はったっしょうが、ない。 はったっしょうが、ない。 はったっしょうが、かい。 はったっしょうが、ない。 はったっしょうが、ない。 はったっしょうが、ない。 はったっしょうが、ない。 はったっしょうが、かい。 はったっしょうが、ない。 はったっしょうが、ない。 はったっしょうが、ない。 はったっしょうが、ない。 はったっしょうが、とい。 はったっしょうが、とい。 はったっしょうが、とい。 はったっしょうが、とい。 はったっしょうが、とい。 はったっしょうが、とい。 はったっしょうが、とい。 はったっしょうが、とい。 はったっしょうが、とい。 はったっとい。 はったい。 はったい。 はったい。 はったっと、 はったっと、 はったっと、 はったっと、 はったっと、 はったっと、 はったっと、 はったっと、 はったっと、 はったっと、 はったっと、 はったっと、 はったっと、 はったっと、 はった。 はった
は ぎょう 行	ハザードマップ	台風や局地的豪雨などによる風水害や どしゃさいがい 土砂災害、また地震が発生した場合に 想定される被害やその範囲を示したもの。
	発達障害	発達障害は、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている(「発達障害者と接法」第2条)。
	バリアフリー	障害のある人が社会生活を送る上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味。段差等の物理的 しょうへき からままない かい 社会的、制度的、 いかりでは から できない できない かっという できない はいます ではままない かいが、社会的、制度的、 いかりでは、 からなが多いが、社会的、制度的、 いつりでは、 からながらないが、 という意味でも用いられる。「社会的障壁の除去」とほぼ同義。
	ピアサポート活動	がないできた。 ほんにんどうしい はったつしょうがい こで
	ヒアリングループ	マイクの音声を、ループアンテナを通してシステムに たいおう か応している補聴器や人工内耳に 直 接 伝えることで、 ほちょうき じんこうないじ しょう ね
	ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ 避難行動要支援者名簿	災害対策基本法の定めにより、市が設定した要件 (要介護3~5、身体障害者手帳第1種所持者等)に 基づき作成した名簿。災害時には本人の同意なく地域等

	ていきょう
	に提供できる。
ビブス	避難所で、障害のある人や にえんしゃ 支援者の存在が わかりやすいように きょくよう 着用するもの。
ふくしひなんじょ 福祉避難所	介護が必要な高齢者や障害のある人など、一般の では生活に支障がある人を受け入れる施設。本市では、高齢者施設12か所、障害者施設5か所を指定している。
みくしゅうしょううんそう 福祉有 償 運送	NPO、公益法人、社会福祉法人等が、要介護認定者やしますが、 障害のある人などで、単独でタクシーその他の公共 交通機関を使用して移動することが困難な人を対象 に、乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して行う 会員登録性の個別輸送サービスのこと。
ヘルプマーク	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠している方など、外見からは分からなくても、援助が必要な方でが、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を受けやすくなるよう、作成されたマークのこと。ヘルプマークの禁は支援を必要としていること、ハートは相手にヘルプする気持ちを持っていただくという意味を含む。
ペアレントプログラム	ことでは、
ペアレントトレーニング	保護者や養育者を対象に、行動理論をベースとして 環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロール プレイやホームワーク(宿題、自宅での課題)を通して 学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促し、不適切な行動の 改善を目指す家族支援のアプローチのこと。
ペアレントメンター	まずか しょうがい ロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

		<del>こそだってうだれしまんとう おこな ほごしゃ</del> 子育ての相談支援等を 行 う保護者のこと。
	が炎アプリ「福知山防災」	市が配信する防災情報を文字、音声両方で何度でも確認できるアプリケーション・ソフトウェア。パソコンやスマートフォンに対応している。
ま 行	弾マーク	聞こえが不自由なことを表すと同時に、 ・ 聞こえない人、聞こえにくい人への はいりょ あらわ 配慮を表すマーク。
	メール 110番	東京かく げんご しょうがい でと でけん じょうかい 聴 覚 や言語に障 害のある人が、事件や事故に遭った せっそく ときに携帯電話やパソコン等からインターネットに接続して「文字対話方式」(チャット)で通報ができる仕組み。
や ぎょ <sup>う</sup> 行	要約筆記者	身体障害者福祉の概要や要約筆記の役割・責務等について理解ができ、要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した人。都道府県等が実施する養成。 こうしゅう しゅうりょう しょうろくしけん ごうかく とうろく あままれ
	ユニバーサルデザイン	をくてい ねんれい せいべつ こくせき しんしんじょうたい しょうがい ううむ 特定の年齢・性別・国籍・心身状態や障害の有無 などに関わらず、全ての人が利用しやすいように製品や まてもの じょうほう 建っけい またしてつくら れたものをいう。
ら ぎ <sub>き</sub> う 行	<sup>ろうどく</sup> 朗読ボランティア	しかくしょうがい

## 《障害福祉サービス等》

まうもんけい 訪問系サービス	
きょたくかいご 居宅介護	じたく にゅうよく はい 自宅で入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の かいば、 ちょうり ・洗濯・掃除等の かいば、 ちょうり ・洗濯・掃除等の かいが を 行います。
じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護	じゅうど しょうがい カッカ かいご ひつよう ひと じたく かいご か じ 重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で介護や家事 続いよ おこな がいしゅつ じいどうちゅう かいご そうごう たまな 援助を 行います。また、外出時の移動中の介護を総合的に行います。
どうこうえんご 同行援護	しかく しょうがい ひと がいしゅつじ どうこう いどう ひつよう じょうほう 視覚に障害がある人の外出時に同行し、移動に必要な情報でいきょう だいひつ だいどく ふくを提供(代筆・代読を含む)するとともに、外出時の支援を行

	います。
こうどうえんご 行動援護	ちてきしょうがい ぜいしんしょうがい こうどう こんなん つね かいご ひつよう 知的障害 や精神障害があり、行動が困難で常に介護が必要な人に、行動する際に必要な支援や外出時の移動中の介護を行います。
じゅうど しょうがいしゃ とう ほうかつ 重度 障害者 等 包括 しえん 支援	つね かいご ひつよう じゅうど しょうがい でと きょたくかいご 常に介護が必要で重度の障害がある人に、居宅介護などのサービスを包括的に提供します。
にっちゅうかつどうけい 日中活動系サービス	
生いかつかいご生活介護	つね かいご ひつよう ひと しゅ ひるま 常に介護が必要な人に、主として昼間において、施設で介護や家事 えいま おこな でいきょう まかい ていきょう 援助を 行い、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練) じりつくんれん じりつくんれん 自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、したいきのうまた。せいかつのうりょくの維持向上などのために、理学療法、身体機能又は生活能力の維持向上などのために、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーション、生活に関する相談・助言やその他必要な支援を行います。  「いっていますが、生活に関する相談・助言やその他必要な支援を行います。  「いっていますが、生活に関するよう、「いっていますが、生活がつのうりょく いじょうじょう せいかつ きるよう、「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
しゅうろういこうしえん 就労移行支援	いっぱんきぎょう しゅうろう きぼう ひと いっていきかん しゅうろう 一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労にひっよう ちしきおよ のうりょく こうじょう ひっよう くんれん おこな 必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
いゅうろうけいぞくしえん 就労継続支援 (A型(雇用型))	全ぎょう
はまるうけいぞくしえん 就労継続支援 (B型(非雇用型))	つうじょうの事業所に雇用されることが困難な就労経験のある 通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある に対し、雇用契約に基づかないで、生産活動など の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練な どを行います。
しゅうろうていちゃくしえん 就労定着支援	いっぱんしゅうろう している障害のある人が職場に定着できるよっ般が労働を含め、相談や連絡調整など、課題解決に向けて ひとなる支援を行います。
りょうようかいご 療養介護	いりょう じょうじかいご ひつよう ひと いりょうきかん きのうくんれん 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、りょうようじょう かんり かんご かいごおよ にちじょうせいかつ せ わ おこな 寮 養 上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。

短期入所 短期入所 (福祉型/医療型)	じたく かいご ひと びょうき ばあい 場合などに、短期間、夜間も含め施設 おどで、入 浴、排泄、食事の介護などを行います。
きょじゅうけい 居住系サービス	にのでく人がありのののとに派生に引いのう。
きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助 (グループホーム)	**かん きゅうじつ きょうどうせいかつ おこな じゅうきょ そうだん にちじょう 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常 はいかつじょう えんじょ おこな 生活上の援助を行います。
しせつにゅうしょしえん 施設入 所支援	しせつ にゅうしょ ひと 、やかん きゅうじつ にゅうよく はいせつ しょくじ 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事のかい で 行います。
首立生活援助	施設やグループホームを利用していた障害のある人で一人暮らしをする人に対して、定期的な訪問を行い、生活面での課題はないか、体調に変化はないかなどについて確認を行い、必要なります。
<sup>そうだんしえん</sup> 相 <b>談支援</b>	
計画相談支援	しょうがいふくし しんせいまえ そうだん しんせい 障害福祉サービスの申請前の相談や申請をするときの支援、サービス利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整などを行います。
ちいきいこうしえん 地域移行支援	しょうがいしゃしえんしせつ せいしんかびょういん にゅうしょ にゅうしん 障害者支援施設や精神科病院に入所・入院しているしょうがい ちいきいこうしえんけいかく さくせい そうだん している 障害のある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安がいしょう がいしゅつ じ どうこうしえん じゅうきょかくほ かんけいきかん ちょうせい 解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整などを行います。
がいきていちゃくしえん 地域定着支援	地域生活へ移行した後の地域への定着、現に地域で生活して いる障害のある人がそのまま住み慣れた地域で生活できるよう に、連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

#### ゃいきせいかつしぇんじぎょう ≪**地域生活支援事業**≫

しょうがいしゃそうだんしえんじぎょう 障害者相談支援事業	しょうがい でと ほごしゃ かいごしゃとう そうだん おう 障害のある人やその保護者、介護者等からの相談に応じ、ひつよう じょうほう ていきょう けんりょうご 必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行うとともに、
	しせつにゅうしょとう ちいきせいかつ いこう しえんとう おこな 施設入所等から地域生活への移行の支援等を行います。

きかんそうだんしえん 基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、支援困難事例への対応や成年 こうけれないと、ではからいかがある。 後見制度の普及・利用促進を行うとともに相談支援事業者へ の助言等、総合的かつ専門的な支援を行います。
きかんそうだんしえん 基幹相談支援センター等 きのうきょうかじぎょう 機能強化事業	程談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な程が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な程が支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する世代を持ている。 まかんそうだんしえん 専門職を基幹相談支援センター等に配置したり、相談支援 じぎょうしょとう たい する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施したりします。
じゅうたくにゅうきょとうしえんじぎょう 住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障害のある人等に、 一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障害のある人等に、 入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から 必要な支援を受けられるよう調整を行います。
世、ねんこうけん ぜいど りょう しえん 成年後見制度利用支援 じぎょう 事業	知的及び精神障害等で判断能力が不十分である一定の 場合はないである。 まるけんがいとうである一定の まるけんがいとうである一定の 要件に該当する人に対し、成年後見制度の利用を支援するため の費用を助成します。
い しそつうしえんじぎょう 意思疎通支援事業	いしそつう はか
日常 生活 用具 給付	障害のある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を整治付します。 ・介護・訓練支援用具:特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等 ・自立生活支援用具: 入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等 ・在宅療養等支援用具: 電気式たん吸引器、盲人用体温計、透析液加温器等 ・情報の過去を設定を表する。 「たいことを表する」と、「大きないないない」と、「大きない」と、「大きない」、「大きない」、「大きない」と、「大きない」、「大きない、「大きない」、「大きない、「大きない」、「大きない」、「大きない、「大きない」、「大きない、「大きない、「大きない」、「大きない、「大きない」、「大きない、「大きない、「大きない」、「ない、「ない、「ない、「ない、「ない、いい、「ない、「ない、いい、「ない、「な
しゅわ ほうしいん ようせい けんしゅう 手話 奉仕員 養成 研修	にちじょうかいわていど しゅわひょうげんぎじゅつ しゅうとく しゅわほうしいん 日 常会話程度の手話表 現技術を 習得した手話奉仕員を

事業	養成するための研修を実施します。
いどうしえんだまう 移動支援事業	を介います。 こんない しょうがい 屋外での移動が困難な障害のある人に、外出のための支援を行います。
ちいきかつどうしえん 地域活動支援センター	しょうがい ひと そうさくてきかつどうまた せいさんかつどう きかい ていきょう 障 害のある人に、創作的活動又は生産活動の機会の提供、しゃかい こうりゅう そくしんとう おこな 社会との交流の促進等を行います。
まうもんにゅうよく ひぎょう 訪問入浴サービス事業	ますもん ままたく にゅうよく まかり
にっちゅういちじしえんじぎょう 日 中一時支援事業	しょうがい できる人の日中活動の場を確保するとともに、家族の

#### しょうがいじつうしょしえんとう ≪障害児通所支援等≫

ちいきがたほいくじぎょう 地域型保育事業	にはいる はんそく にんいじょう より しょうにんずう たんい (保育所 (原則20人以上)より 少人 数の単位で、0~2歳の子 どもを保育する事業のこと。
じどうはったつしえん 児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、 しゅうだんせいかつ てきおうくんれん 集団生活への適応訓練などの支援を行います。
いりょうがたじどうはったっしょん 医療型児童発達支援	にちじょうせいかつ 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、 しゅうだんせいかつ てきおうくんれん 集団生活への適応訓練などの支援と治療を行います。
放課後等デイサービス	がっこう じゅぎょうしゅうりょうご がっこう きゅうこうび じどうはったつしえん 学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、しゃかい こうりゅう そくしん しえん おこな 社会との交流の促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所などを現在利用中の障害のある子ども(今後利用予定も含む)が、保育所などにおける集団生活に適応するための等門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所などのスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導などの支援をがごないます。
きょたく ほうもんがた じどう はったつ 居宅 訪問型 児童 発達 <sub>しえん</sub> 支援	重度の障害などの状態にある障害のある子どもであって、 重度の障害などの状態にある障害のある子どもであって、 はまずいじつうしょしえな。 りょう できまり はったつしえん でいきょう しく こんなん 日本 お でいきょう いまり はったつしえん でいきるよう、 日難な障害のある子どもに発達支援が提供できるよう、 しょうがい できるよう、 しょうがい できるよう、 しょうがい である子どもの居宅を訪問して発達支援を行います。

しょうがいじそうだんしえん 障害児相談支援	ではずがいのある子どもが障害児通所支援の申請前の相談や が関係をするときの支援、障害児通所支援利用計画の作成、サービス提供事業所との運絡調整などを行います。
に対する 医療的ケア児に対する かんれんぶんや しえん ちょうせい 関連分野の支援を調整 するコーディネーターの 芸術	医療技術の進歩などを背景として増加する医療的ケアが を療技術の進歩などを背景として増加する医療的ケアが かっよう しょえん えんかっ 必要な子どもが、必要な支援を円滑に受けることができるよう、 ほけん いりょうできるよう、 保健、医療、福祉などの関連分野の連絡調整を行うための たいせいせいびった 体制整備に努めます。

#### 

(目的)

第1条。この要綱は、関係機関と連携を取りながら、障害者の生活を支える稍談支援事業をはじめとするシステム作りについて中核的役割を集たし、障害福祉サービス及び地域生活支援事業の提供体制を確保するための福知市障害福祉計画及び福知市新障害者計画の策定に関する協議、進捗状況の確認及び評価を行なう福知市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)について定めることを首的とする。

<sup>そしき</sup> (組織)

第2条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、保健・福祉関係者、各種団体の代表者等のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、前任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

だい じょう きょうぎかい かいちょうおよ ふくがいちょうひとり ぉ いいん ごせん 第4条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、文は欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)

だいじょう きょうぎかい かいぎ がいちょう しょうしゅう がいちょう ぎちょう 第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(部会)

第6条 会長は、専門の事項を調査審議する必要があるときは、協議会に部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

だいじょう きょうぎかい しょむ ふくしほけんぶしょうがいゃふくしか しょり 第8条 協議会の庶務は、福祉保健部障害者福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 前り

#### (施行期日)

#### (経過措置)

2 この告示の施行の自以後最初に萎幅される協議会の委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

箭 党(平成19年7月30百告宗第72号) 珍 平成19年8月1日から施行する。

箭 党(平成21年3月31日告示第179号) 抄 平成21年4月1日から施行する。

南 前(학散25年3月29日告示第261号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 颠(举版28举4月1首告示第21号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する

附 前(학成29年3月31日告示第221号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

# 3 福知山市地域自立支援協議会委員(障害者計画策定委員)名簿

(敬称略)

			(		
	氏 名	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	備考		
かりちょう	ひろた まこと	いっぱんしゃだんほうじん ふくちゃまみんかんしゃかいふくししせっれんらくきょうぎかい 一般社団法人 福知山民間社会福祉施設連絡協議会			
ふくかいちょう副会長	しみず まさたか 正高				
	たなか はるゆき 田中 晴幸	ぶくちゃまししんかいしょうがいしゃだんたいれんごうがい 福知山市身体障害者団体連合会			
	たなか あいこ 田中 愛子	ふくちゃましょうがい しゃ ぎゃ かい 福知山障害児(者)親の会			
	ラッジ៵ 梅澤 マサ代	福知山あおば会			
	きみづか まさとし 君塚 昌俊	いっぱんしゃだんほうじん ふくちゃまみんかんしゃかいふくし しせっれんらくきょうぎかい 一般社団法人 福知山民間社会福祉施設連絡協議会			
	やまもと みのる 山本 実	いっぱんしゃだんほうじん ふくちゃまみんかんしゃかいふくししせっれんらくきょうぎかい 一般社団法人 福知山民間社会福祉施設連絡協議会			
	**** かがる めづる	いっぱしゃだんほうじん ふくちゃまみんかんしゃかいふくししせっれんらくきょうぎかい 一般社団法人 福知山民間社会福祉施設連絡協議会	R4		
	あしだ ひろし 芦田 洋	一般社団法人 福知山民間社会福祉施設連絡協議会	R5		
	大槻 秀憲	もみじヶ丘病院			
	みんぶ ゆうこ 民部 優子	ふくちゃまししょうがいしゃせいかっしぇん 福知山市障害者生活支援センター『青空』			
	ましだ ひろと 吉田 浩人	生活サポートセンターとも			
	うえばら ゆういち 上原 裕一	ふくちゃまししょう 福知山市障がい児・者 地域・家庭相談支援センタ			
		ーてくてく			
	にしがき てつゃ 西垣 哲哉	いっぱんしゃだんほうじん ふくちゃまいしかい 一般社団法人 福知山医師会			
委員	有牛 悠希生	ふくちゃましょうこうかいぎしょ 福知山商 工会議所			
	こたに みつしげ 小谷 充茂	いっぱんしゃだんほうじん おきだのこうぎょう 一般社団法人 長田野工業センター	R4		
	きがね まきかず 嵯峨根 正和		R5		
	堀千佳子	ふくちゃまこうきょうしょくぎょうあんていじょ 福知山公共職業安定所			
	石川 郁代	きょうとふりつふくちゃまこうとうぎじゅつせんもんこう 京都府立福知山高等技術専門校			
	原田 寿樹	まょうとふちゅうたんにしほけんじょ 京都府中丹西保健所			
	丸山 粛	   きょうとふりつちゅうたんし えんがっこう   京都府立中丹支援学校	R4		
	での ゆういちろう 後野 雄一郎		R5		
	たなか さとる 田中 悟	しゃかいふく しほうじん ふくちゃまししゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉法人 福知山市社会福祉協議会			
	鎌田 玲子	ふくちゃましみんせいじどういいんれんめい 福知山市民生児童委員連盟	R4		
	がば たま美		R5		
	神まぐち ひでき 山口 秀樹	ふくちゃまししんないしょうがいしゃだんたいれんごうかい 福知山市身体障害者団体連合会			
	こじま ともこ 児島 智子	ふくちゃましょうがい しゃ おや かい 福知山障害児(者)親の会			
	大槻 誠悟	あおば会			

いとう のぼる 伊東 伸	かぶしきかいしゃ 株式会社ぱんきっず	
星雅丈	ふくちゃまこうりつだいがく 福知山公立大学	
まっもと きゃ か 松本 清香	しみんこうほ 市民公募	
大濱 綾子	市民公募	

# 4 計画の策定経過

ねんがっぴ 年月日	かいぎとう 会議等	まも ないよう 主な内容
令和4年11月10日	の記述を表する。 会和4年度 第1回 まくちゃまし 福知山市 にようがいとかいかくまくていいんかい 障害者計画策定委員会	・障害者計画等の策定スケジュールについて ・障害のある人の生活と福祉に関する調査の 実施について ・法人・事業所アンケート調査及びヒアリング 調査の実施について
や和4年12月3日 〜 へ かいか かん がら にち 令和4年12月23日	障害のある人の生活と るが、 に関する調査の実施	・障害者手帳等所持者1,500人に対し、郵送によりアンケート調査票を配布・回収(WEB 回答あり)
れいわ なん がつ にち 令和4年12月20日 ~ れいわ なん がつ にち 令和5年1月13日	はますがいまけいかくさくでいったか 障害者計画策定に係る ほうびん じぎょうしょちょうさ じっし 法人・事業所調査の実施	・障害福祉サービス等に関するニーズや 事業所の体制等を把握するために調査を 実施
れいか なん がっ にち 令和 5 年 2 月 22日	れいわれるととでいる。 令和4年度 第2回 ふくちゃましまします。 福知がしませいかくさくていいんかい 障害者計画策定委員会	・福知山市障害者計画、第7期福知山市障害福祉計画及び第3期福知山市障害児福祉計画策定のための調査報告について ・障害のある人の生活と福祉に関する調査結果に係る意見交換 ・障害者計画策定に係る今後のスケジュール について
令和5年10月31日	れいわ ねんど ない かい 令和5年度 第1回 ふくちゃまし 福知山市 しょうがいしゃけいかくさくていいいんかい 障害者計画策定委員会	・障害者計画等の構成について ・障害者計画等の構成について ・障害者計画における施策体系について ・アンケート調査や取組の実績から見る障害 福祉にかかわる本市の課題について ・障害者福祉計画及び障害児福祉計画の施策 の目標及び見込みについて
れいわ ねん がつ にち 令和5年11月30日	# N わ ねんど だい がい	しょうがいしゃけいかくとう そぁん ・障害者計画等の素案について
令和5年12月26日 ~ 令和6年1月25日	パブリックコメントの ヒッ。b 実施	・市役所での閲覧や市のホームページに掲載しいけん。 意見を募集

<sup>れいわ</sup>令和6年2月27日

かれる年度 第3回 会和5年度 第3回 福知山市 しょうがいときけいかくさくていいんかい 障害者計画策定委員会

・障害者計画等の最終案について

## ふくちゃまししょうがいしゃふくしけいかく 福知山市障害者福祉計画

## だい きゃくちゃまししょうがいふくしけいかく 第7期福知山市障害福祉計画

## だい きふくちゃまししょうがいじふくしけいかく 第3期福知山市障害児福祉計画

きょうとふふくちゃましあざないき ばんち 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1

でんか 電話 0773-24-7017 FAX 0773-22-9073

はっこうねんげつ れいわ ねん がっ発行年月:令和6年3月